

函館市行財政改革プラン 2012

平成 24 年(2012 年)12 月

函 館 市

< 目 次 >

I 行財政改革の必要性	
1 地方自治体をめぐる諸課題	
(1) 社会経済の構造変化と財政の現状	1
(2) 地方分権の進展および地域主権改革	1
2 本市の行財政の現状と課題	
(1) 人口	2
(2) 財政状況	
ア 財源不足	3
イ 歳入	3
ウ 歳出	5
エ 基金	6
オ 財政力指数	7
(3) 定員管理	
ア 職員数の推移	8
イ 他都市との比較	9
3 さらなる行財政改革の必要性	
(1) 今後の財政見通し	10
(2) 行財政改革の必要性	11
II 行財政改革プランの目標と内容	
1 位置づけと目標	
(1) 位置づけ	12
(2) 計画期間	12
(3) 対象範囲	12
(4) 目標	12
(5) 推進体制と進行管理	13
2 取り組み体系	14
3 取り組み項目	15
III 具体的な取り組み項目と対策額	
1 対策額総括表	20
2 取り組み項目の具体的な作業工程、対策額等	21
IV 財政計画	
1 財政計画	68
V 附録	
1 「財政の中期的な見通し」	71
2 「新たな行財政改革に対する提言」(H23. 6, 函館市行財政懇話会)	77
3 「函館市の行財政改革に関する提言書」(H24. 1, 函館市財政再建推進会議)	85
4 「函館市の補助金のあり方に関する提言書」 (H24. 10, 函館市補助金のあり方検討委員会)	101
5 「新たな行財政改革プラン（素案）」(H24. 3)	113
6 「新たな行財政改革プランにかかる具体的な取り組み項目について」(H24. 7)	125
7 「パブリックコメント（意見公募）手続の結果」(H24. 12)	133

I 行財政改革の必要性

1 地方自治体をめぐる諸課題

(1) 社会経済の構造変化と財政の現状

わが国は、総人口の減少と少子高齢化の急速な進行により、年金・医療・介護等の社会保障給付費は増加し続けており、今後、人口構造の変化に対応できる持続可能な社会保障制度の確立が求められています。

これまでの経済発展の過程を通じて、人口の大都市への集中が進み、現在、人口の減少と高齢化が進行している地方にあっては、国の政策に呼応しながら、誰もが安心して生活し、年を重ねていける施策展開と、そのための安定的な財政基盤の確立が求められています。

また、わが国は先進国の中で最大の赤字、大借金国となっており、地方においては、これまでの地方交付税^(注1)の大幅な削減の影響や高齢者関係経費の増こう等により、引き続き多額の財源不足を生じるとともに、数次の景気対策として実施した公共事業や減税に伴う減収の補てん、臨時財政対策債^(注2)の発行等により、多額の借入金の償還が将来への大きな負担となるなど、極めて厳しい状況にあります。

国においては、こうした社会経済の構造変化を長期的に見通し、整合する財政政策の展開に加え、依然として世界経済の不安定な情勢が続く中で、東日本大震災からの本格的な復旧・復興、デフレ脱却、円高の進行への対応など、様々な政策課題の克服を財政健全化と両立していくことが不可避となっています。

また、地方においては、今後取り組もうとする地域経済の活性化、雇用の確保と雇用環境の向上、少子高齢化への対応等、様々な地域課題を解決に導くためには、行財政全般にわたる改革を実現していくことが必要不可欠となっています。

(2) 地方分権の進展および地域主権改革

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、それまでの国と地方における「上下・主従」の関係が、「対等・協力」の関係へと大きく転換しており、それぞれの地方自治体において「自己決定・自己責任」を基本とした行政システムの構築に向け、大きな進展を見せてています。

また、平成22年6月には「地域主権戦略大綱」^(注3)が閣議決定され、その後、「第1次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」平成23年法律第37号）」が公布され、義務付け・枠付けの見直し^(注4)と条例制定権の拡大などが図られたところです。

(注1) 地方交付税は、地方自治体間の財政力格差を調整するために、国が国税の一定割合を地方に配分するもので、各自治体への配分は一定のルール計算により行われます。

(注2) 臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される地方債のことで、その元利償還金相当額は、後年度の地方交付税の算定に含まれることになっています。

(注3) 地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するために、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めているほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにしたものです。

(注4) 地方自治体が行う事務においては、国が法令でその事務の実施やその方法などを縛っているもの（＝義務付け・枠付け）が多くあり、この縛りを地方自治体が自らの判断と責任において定め、事務を行うようにすることを、義務付け・枠付けの見直しと言います。

さらに、平成 23 年 8 月には「第 2 次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」平成 23 年法律第 105 号）」が公布されたほか、平成 23 年 11 月には第 3 次の見直しが閣議決定されるなど、今後、さらなる義務付け・枠付けの見直しや権限移譲が行われることとなり、地方自治体はこれら地方分権の進展に対応するための体制づくりが求められています。

2 本市の行財政の現状と課題

(1) 人口

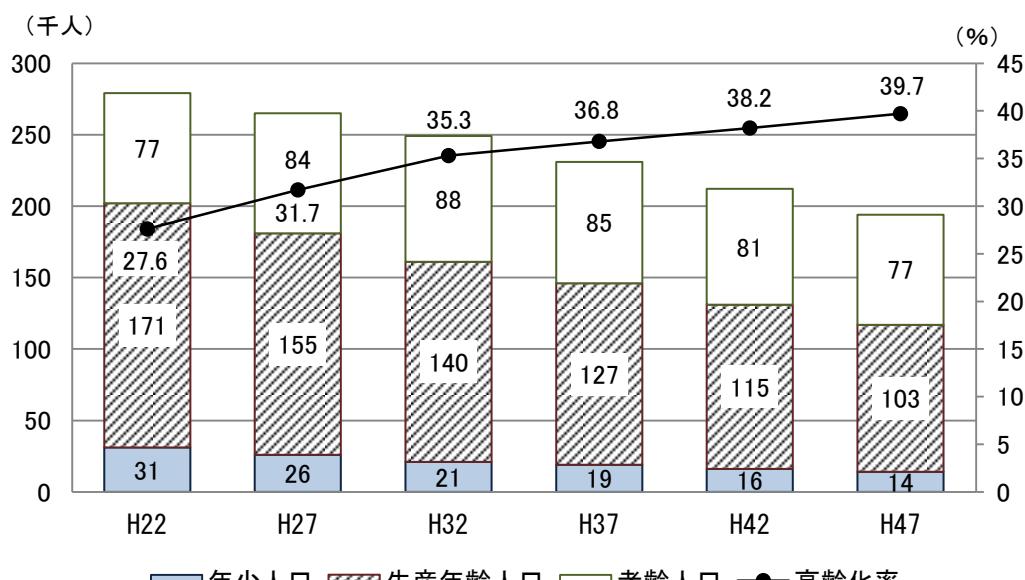
本市の人口は、平成 22 年に実施された国勢調査では、約 27 万 9 千人となっており、前回の平成 17 年の調査と比較して約 1 万 5 千人減少しています。また、人口のピークである昭和 55 年の約 34 万 5 千人（平成 16 年度に合併した 4 町村を含む）と比較すると、この 30 年間で約 6 万 6 千人減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、本市の人口は、今後も減少し続け、平成 47 年には、約 19 万 4 千人になると予測されています。

さらに、近年は 65 歳以上の高齢者の増加が著しく、平成 22 年の国勢調査では、その人口に占める割合（高齢化率）が 27.6% となっており、北海道平均（24.7%）および全国平均（23.0%）と比較しても大きな差があり、平成 47 年には約 40% になると予測されています。

こうしたことから、将来的に、歳入面では、生産年齢人口^(注5)の減少による税収の大幅な減少に加え、人口減による地方交付税の減少が見込まれるほか、歳出面では、老齢人口の増加に伴って、社会保障関係経費の占める割合が増大するなど、市の財政運営がより厳しさを増す状況となることが懸念されます。

【図 1 人口と人口構成の見通し】



（参考 国立社会保障・人口問題研究所）

^(注5) 年齢別人口のうち、労働力の中核となる 15 歳以上 65 歳未満の人口を生産年齢人口といい、15 歳未満の人口を年少人口、65 歳以上の人口を老齢人口と言います。

(2) 財政状況

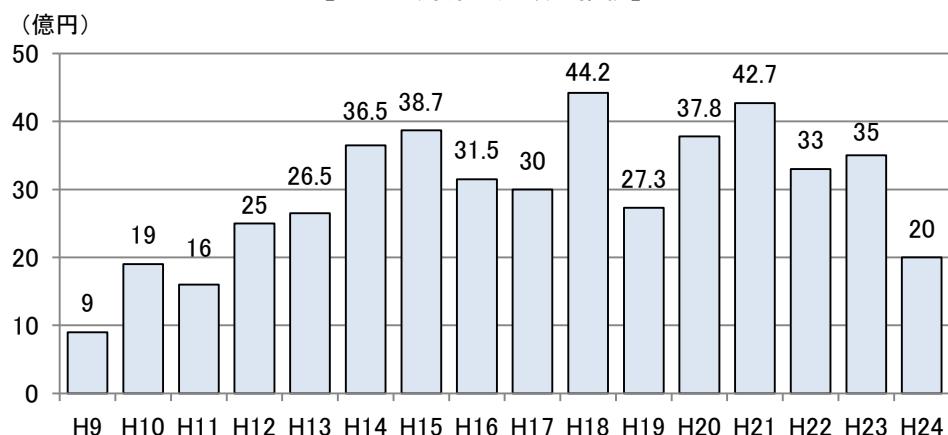
昨今の社会経済の構造変化の中で、本市の財政状況は、歳入面で市税収入や地方交付税の減少が見込まれ、歳出面でこれまでの行財政改革の効果は着実に生じてはいるものの、さらに進む高齢化に伴う行政需要の拡大による社会保障関係経費などの増加が見込まれ、厳しい財政状況は当面続くものと考えられます。

一方で、多様化する市民ニーズなどに対応するため、行政の果たす役割が高まってきていますが、それら全てに行政が対応していくことは、こうした財政面の問題からも限界があることから、市民に対して財政状況などを積極的に示し、理解を求めるとともに、場合によって協力をお願いすることも必要になると考えています。

ア 財源不足

本市では、平成9年度以降の予算編成において、毎年度財源不足が生じる状態が続いており、財政調整基金などの「基金」^(注6)の取り崩しや「退職手当債」^(注7)の活用などにより、収支均衡を図ってきていますが、実質的には「赤字体質」にあるものと言えます。

【図2 財源不足額の推移】



イ 歳入

本市の平成23年度普通会計^(注8)決算における歳入構成比は、中核市平均と比較すると、市税の構成比が低く、地方税財源の不均衡を補うための地方交付税の構成比が高い状況にあります。

また、歳出の中でも生活保護費などの扶助費の割合が大きいことから、その財源としての国・道支出金の構成比が高い状況にあります。

以上のことから、本市の歳入は、自動的かつ安定的な財源としての市税が少なく、国の制度に左右される地方交付税などに依存する極めてぜい弱な体質であると言えます。

(注6) 基金は、地方自治体が条例により特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または運用するために設けるものです。

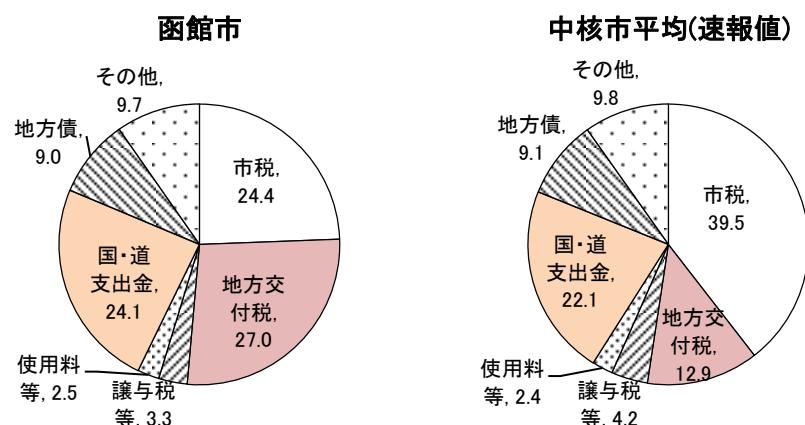
(注7) 現在の退職手当債は、団塊の世代の職員が退職することに伴う退職手当に充当するため、平成18年度から27年度までの10年間の時限措置で認められている市債のことです。

(注8) 普通会計は、地方自治体間で財政比較などを容易に行うため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことで、一般会計に、公営企業会計（病院、水道など）や収益事業（競輪）等を除いた特別会計を合算した会計区分のことです。本市では、一般会計に、港湾事業特別会計の一部、奨学資金特別会計および母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計を合算したものになります。

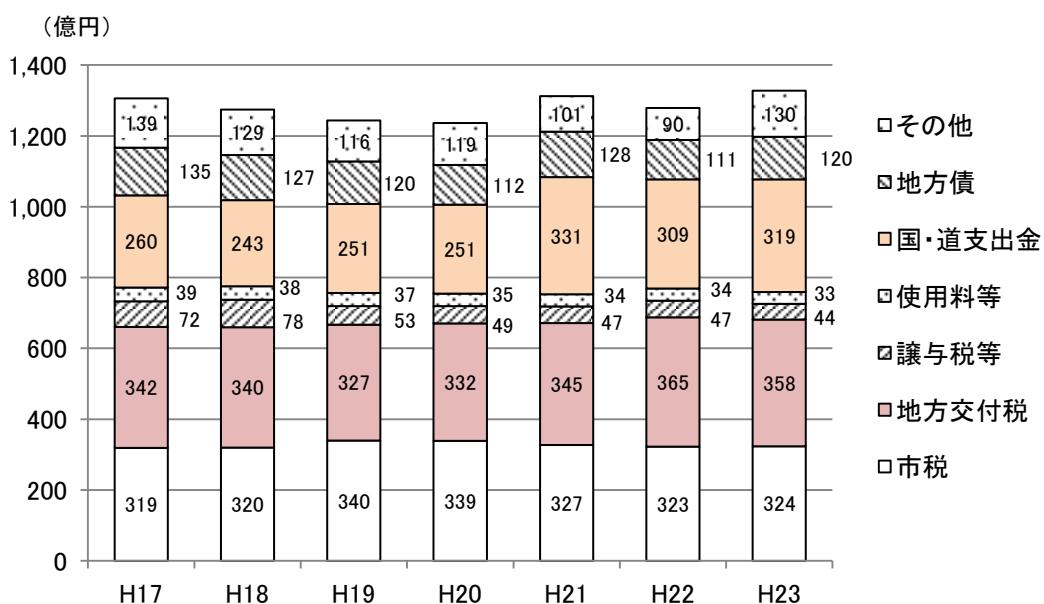
加えて、地方交付税については、平成 16 年度の市町村合併以後、10 年間に限り多く交付されることとなる合併算定替^(注9)の終了や、人口の減少による減額も見込まれるなどの不安な要素も含んでいます。^(注10)

さらに、地域の経済状況が低迷する中で、市税の調定額^(注11)や収納率^(注12)も低下傾向となっていますが、税の公平負担という観点からも、市税の収納率の向上が求められるとともに、各種保険料等についても、同様に収納率の向上が求められます。そのほか、市税等の調定額の増加を見込むことが困難な状況の中には、安定的な財政運営を行うためにも、新たな財源の確保も求められます。

【図 3 平成 23 年度決算 普通会計歳入構成比】(単位 : %)



【図 4 普通会計歳入決算額の推移】



(注9) 合併算定替は普通交付税の算定方法の特例で、合併後 10 年間は合併しなかったと仮定し、それぞれの関係市町村が存続していた際に、受け取ったであろう交付税額の合計により算定するもので、11 年度目以降の 5 か年でこの額は段階的に縮減されます。本市では平成 27 年度から縮減されます。

(注10) 平成 28 年度は、地方交付税の合併算定替の終了による額の縮減に加え、国勢調査の結果（人口の減少）の影響により、10 億円以上の大きな減額が想定されています。

(注11) 調定は、その歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額などを市の内部で決定する行為であり、その決定した額を調定額と言います。

(注12) 収納率は、調定額のうち、実際に納付された金額の割合のことと言います。

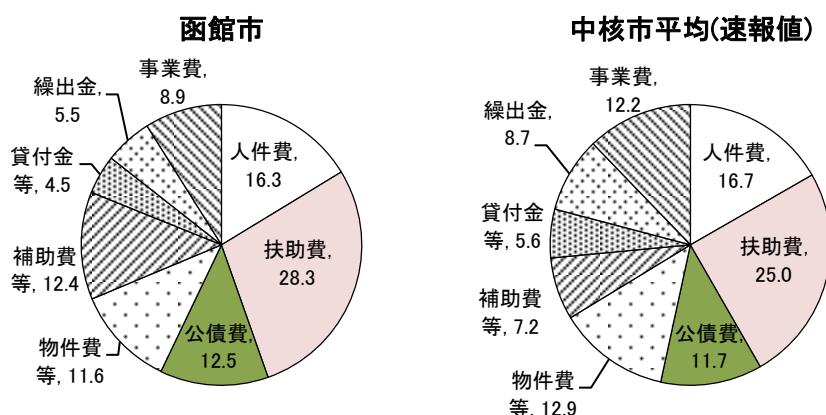
ウ 島出

本市の平成 23 年度普通会計決算における歳出構成比では、人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費^(注13)の構成比が高く、とりわけ扶助費の構成比は、他の中核市と比較して高くなっています。この間、行財政改革の取り組みにより人件費は減少している一方、高齢化率の上昇や生活保護受給者の増加^(注14)などに伴う扶助費の増加が今後も見込まれています。

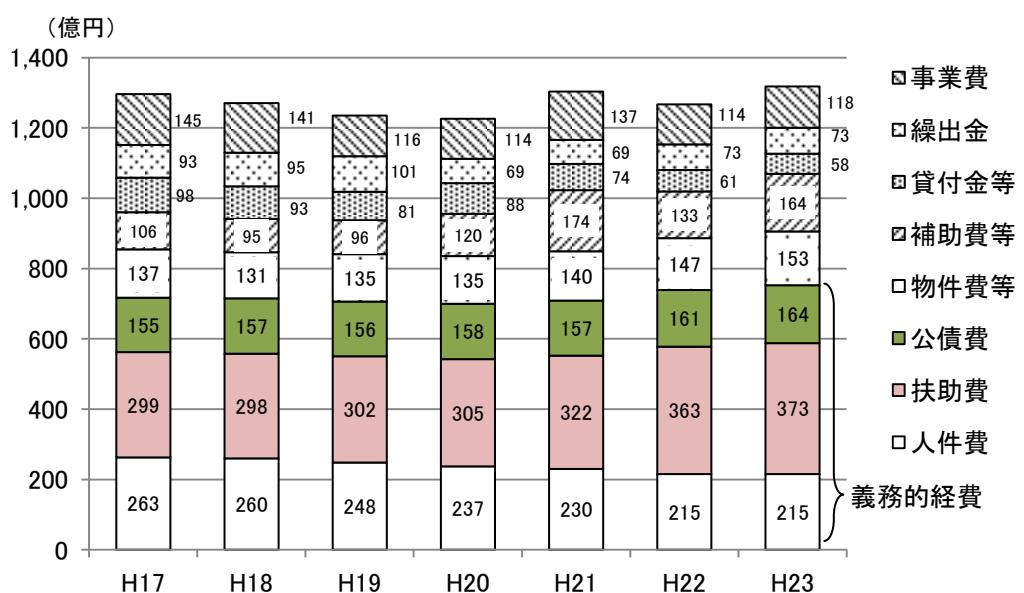
以上のことから、本市の歳出は、様々な市民ニーズに柔軟に対応できる割合が少ない、硬直化した体質であると言えます。

このような状況において、財源不足の解消や硬直化した財政に一定の柔軟性を持たせるためにも、歳出の全般的な縮減が課題であり、総人件費や経常経費の削減、扶助費の抑制や事業の見直しなどを進めていくことが必要となっています。

【図 5 平成 23 年度決算 普通会計歳出構成比】(単位 : %)



【図 6 普通会計歳出決算額の推移】



(注13) 義務的経費は、一般的に職員給与などの人件費のほか、生活保護や児童福祉、老人福祉などの経費である扶助費、市債の元利償還金である公債費のことで、その支出が義務付けられた経費のことです。

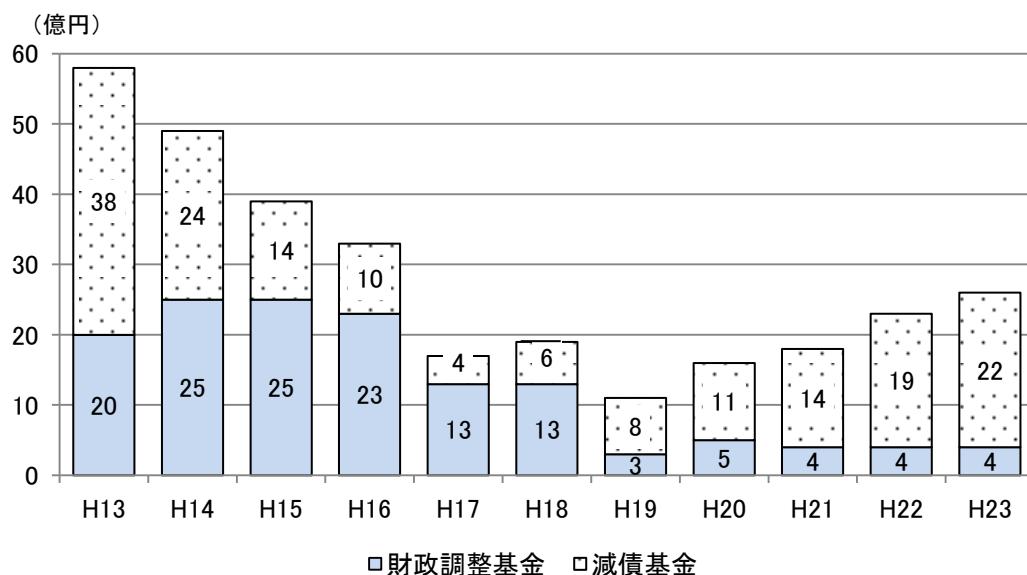
(注14) 本市の生活保護の被保護人員は、人口が減る中でも増加しており、平成 23 年度では約 12,700 人となり、人口に占める割合は約 4.5% となっています。

二 基金

一般家庭で言う貯金にあたる基金^(注15)については、平成13年度決算以降、財源不足への対応として取り崩し、平成23年度末現在の基金残高は約26億円となっています。また、平成24年度予算編成においても、約49億円の財源不足に対して、人件費の削減や事業の見直しによる行財政対策(29億円)でまかない切れなかつた20億円へ充当するため取り崩すこととしており、予算編成時での基金の残高を7千万円と見込みました。^(注16)

今後において、不測の事態への備えとしても、一定規模の基金の残高は必要であり、基金の取り崩しを前提としない収支の均衡は大きな課題と言えます。

【図7 財源不足への対応として活用できる主な基金残高の推移】



【表1 平成24年度予算の財源対策】

(単位：億円)

区分	金額
財源不足額(現行ベース)	△49
行財政対策の効果額	29
職員数の削減	5
給与独自削減	9
事務事業の見直し	9
繰出金の見直し	6
基金の活用額	20

(注15) 財源不足への対応として活用できる基金としては、財政の健全運営のため調整用として充当できる「財政調整基金」と、市債の償還に必要な財源を確保するための「減債基金」などがあります。

(注16) H24 当初予算編成時のH23年度末の基金残高見込みは約21億円でしたが、H23年度末において財源調整のための取崩額を5億円減らしたことから、H23年度末の最終的な基金残高は約26億円となりました。

オ 財政力指数^(注17)

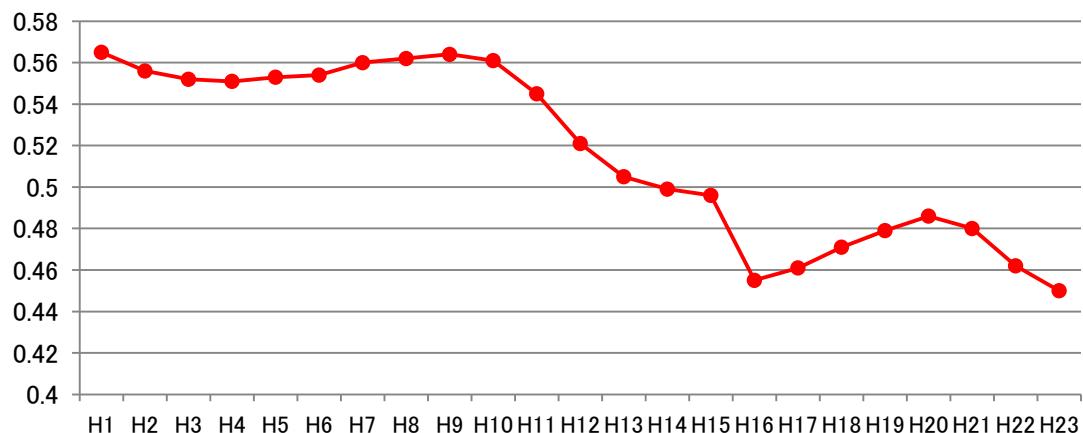
本市の財政力指数は平成 10 年度以降減少に転じ、平成 14 年度から 0.5 を下回り、平成 23 年度決算では 0.45 と過去最低の数値となっています。

この数値が低ければ低いほど、歳入に占める市税等の割合が少なく、財政力が乏しいという状況となり、これまでの推移を見ると、市税が減少し、地方交付税への依存度が高まっているという本市の財政状況が分かります。

また、この指数は、中核市においても同様に低下する傾向にあります。その平均は 0.7 を超えていることを見ると、本市の 0.45 は大幅に低い状況にあります。

本市の財政状況を安定したものとするためには、単純に考えると市税収入を増やし、この指数を上げることが必要となります。昨今の社会経済情勢を考えると、なかなか難しいものと考えられますが、本市における税収の増加は、中長期的な課題の一つと言えます。

【図 8 財政力指数の推移】



(注17) 地方公共団体の財政力（体力）の強弱を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 か年の平均値を言います。指数が 1 を超えると財源に余裕があるものとされ、地方交付税が交付されない不交付団体となります。また、基準財政収入額は、標準状態で徴収が見込まれる税収入等を一定の方法により算定した額のことであり、基準財政需要額は、合理的かつ妥当な水準における行政を行うため等の財政需要を一定の方法によって算定した額のことと言います。

(3) 定員管理

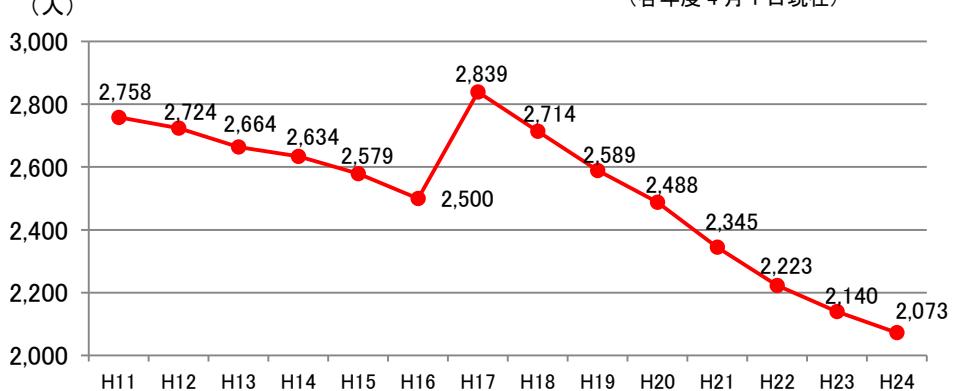
ア 職員数の推移

本市では、これまで昭和 62 年度を始期とする第 1 次行財政改革から、それ以降、計画的に行財政改革を進めてきており、現在は「函館市行財政改革新 5 か年計画」(平成 20 年度～平成 24 年度)に取り組んできています。その中でも、職員数の削減をはじめとする人件費の削減は、これまでの行財政改革の中心的な対策として取り組んできたところです。

今後においても、事務事業・組織機構の見直しにより、職員数の削減に努める一方で、近年の権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどにより業務が増加しているほか、特に社会保障制度のめまぐるしい改正への対応等、業務が複雑化するとともに、業務量自体が増加傾向にあることなど、安定した市民サービスの提供という意味で適正な職員の配置も求められています。

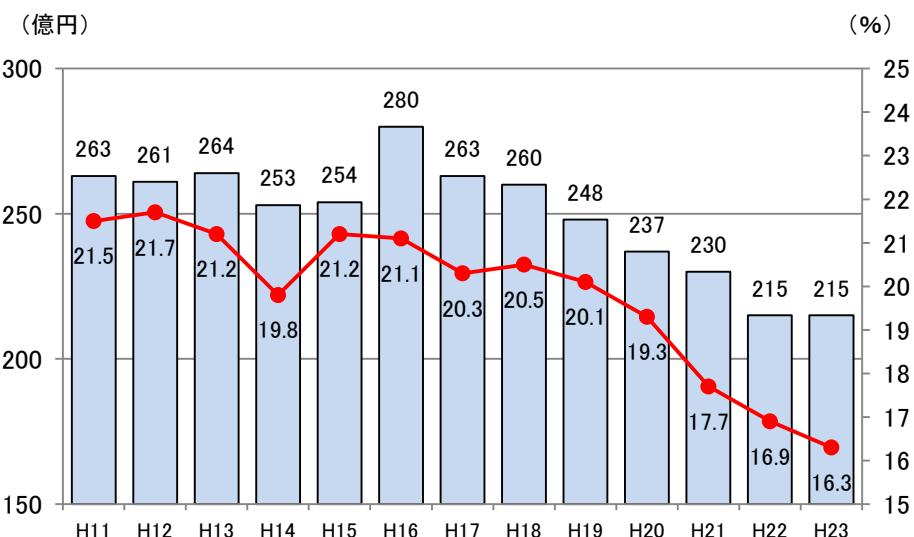
【図 9 職員数の推移（定員管理調査（普通会計）】

(各年度 4 月 1 日現在)



※平成 17 年度は、前年 12 月に 3 町 1 村と合併したことにより、職員数が増加しています。

【図 10 人件費と予算に占める割合の推移（普通会計）】



※平成 16 年度は、12 月に 3 町 1 村と合併したことにより、人件費が増加しています。

イ 他都市との比較

その都市の地理的環境、人口、面積、産業構造や近隣地域の状況などの違いにより、単純に比較することはできませんが^(注18)、これまでの行財政改革において、主要な取り組みとして職員数の削減を進めてきた結果、平成24年度では普通会計で2,073人、一般行政で1,305人となり、特に一般行政においては、現在、同じ権限を有している中核市の中では、人口規模が同様の下関市を大きく下回り、最も職員数が少ない青森市に次ぐ状況となっています。^(注19)

義務的経費である人件費については、今後においても、削減に努めることが必要と考えていますが、これまでのような職員数の大幅な削減が見込めないため、業務のアウトソーシングなどによる職員数の削減に努める一方で、給与制度の抜本的な見直しなどを含めた総体としての抑制が求められています。

【表2 類似団体との比較（H24）】

（単位：人）

区分		函館市	旭川市	比較	青森市	比較	下関市	比較	中核市(40万未満) 平均	比較
普通会計	議会	14	21	△7	16	△2	15	△1	16	△2
	総務	311	349	△38	290	21	388	△77	352	△41
	財務	96	130	△34	114	△18	133	△37	118	△22
	民生	328	307	21	197	131	332	△4	416	△88
	衛生	249	248	1	210	39	373	△124	300	△51
	労働	6	5	1	4	2	2	4	4	2
	農水	43	75	△32	85	△42	128	△85	61	△18
	商工	58	67	△9	52	6	53	5	38	20
	土木	200	245	△45	194	6	222	△22	242	△42
	小計	1,305	1,447	△142	1,162	143	1,646	△341	1,547	△242
特別行政	教育	384	314	70	290	94	364	20	357	27
	消防	384	364	20	0	384	322	62	273	111
	小計	768	678	90	290	478	686	82	630	138
普通会計計		2,073	2,125	△52	1,452	621	2,332	△259	2,177	△104
人口（H24.3）		277,056	350,511	△73,455	300,778	△23,722	277,647	△591	341,347	△64,291
千人当たり職員数		7.48	6.06	1.42	4.83	2.65	8.40	△0.92	6.38	1.10

※青森市は、市単独で消防本部を設置していないことから、消防部門に人数が入っていません。（消防業務は、1市2町1村からなる青森地域広域消防事務組合にて実施しています。）

(注18) 福祉施設や社会教育施設、学校など公共施設の保有数および民営化や委託化などのアウトソーシングの進展状況や、事務の広域化などによっても職員の人数が変わります。例えば、青森市は、消防業務を近隣町村と一部事務組合により行っており、その分の人数は市の数値に含まれません。

(注19) 毎年4月1日現在における地方公共団体の職員数の調査（定員管理調査）では、部門別、職種別の職員数が示され、その自治体の実態を把握することができます。この調査結果を参考に、他都市との比較を行うことができます。

3 さらなる行財政改革の必要性

(1) 今後の財政見通し

これまでも間断なく行財政改革に取り組んできましたが、平成24年度当初予算をもとに、歳入歳出の各費目に一定の条件を設定し、算出した平成28年度までの財政見通しでは、人口減少による市税や地方交付税の減が見込まれるほか、社会保障関係費の増加により、毎年約14億円から約31億円の財源不足が生じ、さらに、今後見込まれる新たな行政需要^(注20)を一定程度加えると、毎年約18億円から約35億円の財源不足となることが見込まれます。

【表3 今後の財政の中期的な見通し】

(単位：百万円)

区分		H24	H25	H26	H27	H28
歳出	人件費	20,283	19,000	18,733	18,654	18,549
	扶助費等	38,146	39,521	40,311	41,118	41,940
	公債費	14,569	14,298	13,853	13,617	13,453
	普通建設事業費	8,078	13,117	10,745	9,855	8,668
	その他	45,642	44,789	45,284	45,410	45,389
	小計	126,718	130,725	128,926	128,654	127,999
歳入	市税	31,455	31,298	31,142	30,986	30,831
	地方交付税	35,847	35,102	35,047	34,784	33,489
	臨時財政対策債	4,718	5,493	5,493	5,493	5,493
	市債	4,068	9,564	7,560	7,277	6,228
	その他	48,630	47,759	48,252	48,301	48,894
	小計	124,718	129,216	127,494	126,841	124,935
現行制度による財源不足 a		△2,000	△1,509	△1,432	△1,813	△3,064

新たな行政需要 b	0	400	400	400	400
-----------	---	-----	-----	-----	-----

財源不足計 a - b	△2,000	△1,909	△1,832	△2,213	△3,464
-------------	--------	--------	--------	--------	--------

*H24は、9月補正後の予算額。詳細版は附録6(71ページ)を参照してください。

(注20) 今後のまちづくりに必要な新規事業の経費として、毎年度4億円を見込んでいます。

(2) 行財政改革の必要性

市の財政運営は、財政状況において説明したとおり、

- ・社会経済の構造変化による歳入の減少や市民ニーズの多様化による行政需要の増加が見込まれること
- ・恒常的な財源不足が生じる赤字体质であること
- ・せい弱な歳入と硬直化した歳出の財政構造であること
- ・財源調整として活用できる基金の残高がわずかであること

などの状況となっており、さらに今後の財政見通しを踏まえると、引き続き多額の財源不足が生じる見込みであり、基金の取り崩しなどに頼った財政運営は難しいことから、財政構造を早急に改善し、安定的で持続可能な財政を確立していくなければなりません。そのため、新たな行財政改革プランを策定し、これらの財源不足を解消するための大膽な行財政改革を断行していく必要があります。

新たなプランの策定にあたっては、「函館市行財政懇話会^(注21)」において、今後の行財政改革における基本的な考え方や重点的に取り組むべき視点や方向性について議論していただき、その後、「函館市財政再建推進会議^(注22)」において、今後の新たな行財政改革を進めるうえで必要な総合的なプラン策定にかかる具体的な取り組みについて検討、協議していただきました。

その中でも、財政再建推進会議の提言においては、将来的に財政再生団体となるないよう喫緊の課題である財政の健全化を図るために、職員一人ひとりが危機的状況を認識し、より強力な行財政改革に早期に着手すべきであることが示され、行財政改革を進めるための目標値の設定、職員の意識改革、市民との情報共有、外部評価を含めた事業評価制度の導入、歳入の確保や歳出の抑制への具体的な対策などが示されました。

(参考) 函館市財政再建推進会議「函館市の行財政改革に関する提言書」の体系

1 行財政改革を推進するために

- (1) 目標の明確化 · 提言 1 ~ 2
- (2) 職員の意識改革と課題認識の共有化 · 提言 3
- (3) 市民との情報共有 · 提言 4

2 健全な財政運営のために

- (1) 歳入の増加、歳出の削減 · 提言 5 ~ 8
- (2) 職員数の削減や給与制度の見直しによる人件費の抑制 · 提言 9 ~ 12
- (3) 選択と集中による改革 · 提言 13, 14
- (4) 財政や事業に対するチェック機能の導入 · 提言 15

3 その他

- 提言 16

(注21) 当懇話会は、学識経験者など5名で構成され、4回の会議を開催し、今後の行財政改革の基本的な考え方や取り組みの方向性について議論し、平成23年6月に市長に提言書を提出しました。

(注22) 当会議は学識経験者など8名で構成され、6回の会議を開催し、行財政懇話会からの提言を踏まえ、具体的な行財政改革の取り組み内容について協議し、平成24年1月に市長に提言書を提出しました。本プラン策定後は、プランの進行管理にも携わります。

II 行財政改革プランの目標と内容

1 位置づけと目標

(1) 位置づけ

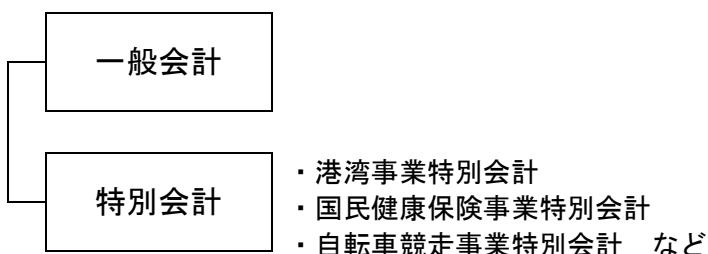
本市の将来像を描いている「新函館市総合計画 2007～2016」（平成 19 年 10 月発行）においては、総合計画を推進していくための視点の一つとして、行財政改革を位置づけており、本プランは、その行財政改革を進めるための具体的な取り組みとなります。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの 5 年間とします。

(3) 対象範囲

本プランの対象は、一般会計のほか特別会計とし、公営企業会計においては、既に策定している独自の改革計画等に継続して取り組みます。



(4) 目標

目標：函館市の財政の再建

～ 基金の取り崩しなどに依存しない財政運営を確立します。～

これまでの行財政改革では、職員数の削減や事務事業の見直しを積極的に進めることにより、効果額は計画を上回る実績となっていますが、基金などを活用した財政運営を前提としており、昨今の市税の減少や社会保障関係費の増加などから、行財政改革を行ってきたにもかかわらず、市の財政状況は依然として厳しく、赤字体质が続いている状態です。

こうしたことから、本プランにおいては、事業の見直しを含めた大胆な行財政改革を断行し、平成 25 年度までは、基金を活用しながら行財政改革を進め、平成 26 年度以降は、基金の取り崩しなどに頼らない財政運営を確立することを目指します。

また、本プランにおいては、プランの取り組みを着実に進めるため、必要な数値目標を含めた財政計画を策定し、毎年度、その財政計画と予算を比較・検証します。

【図11 プランの目標】



(5) 推進体制と進行管理

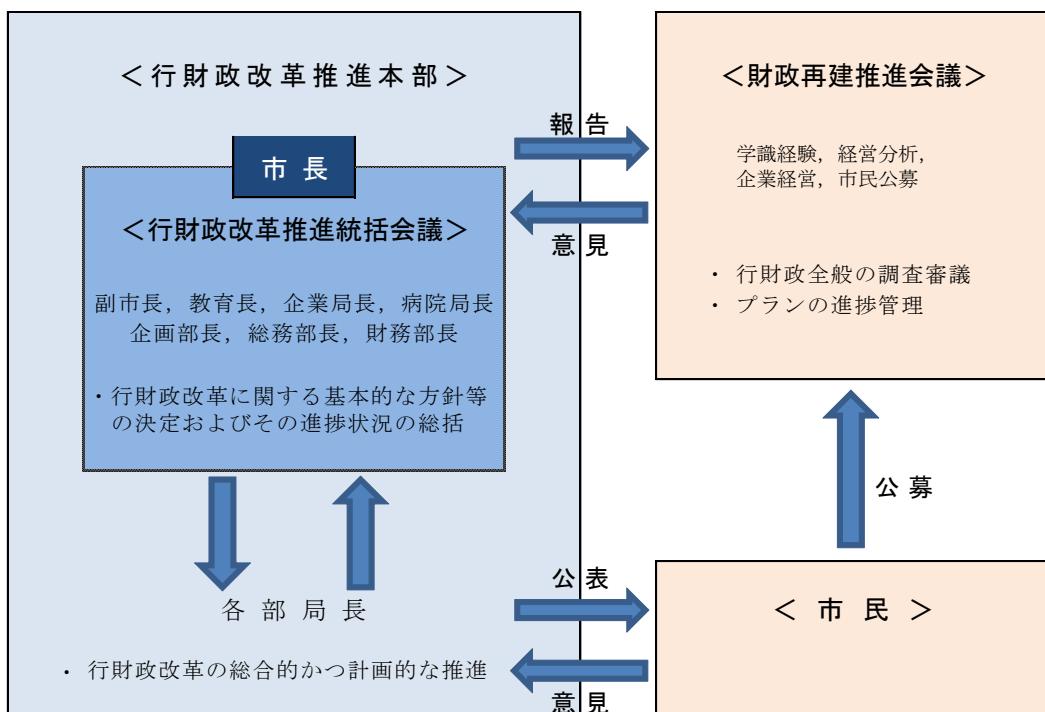
本プランを推進する府内体制としては、市長、副市長、教育長、企業局長、病院局長、企画部長、総務部長および財務部長を構成員とする「函館市行財政改革推進統括会議」が、行財政改革の方針および施策を決定し、その進捗状況などを総括します。

また、統括会議において決定された方針等については、市長、副市長、教育長、企業局長、病院局長および各部局長を構成員とする「函館市行財政改革推進本部」において、総合的・計画的に推進します。

さらに、プランの進捗状況は、学識経験者などからなる「函館市財政再建推進会議」に適宜報告し、ご意見等をいただきます。

市民の皆さんに対しても、広報紙やホームページなどを通じて、取り組み状況を公表し、ご意見等をいただきながら推進します。

【図12 行財政改革の推進体制】

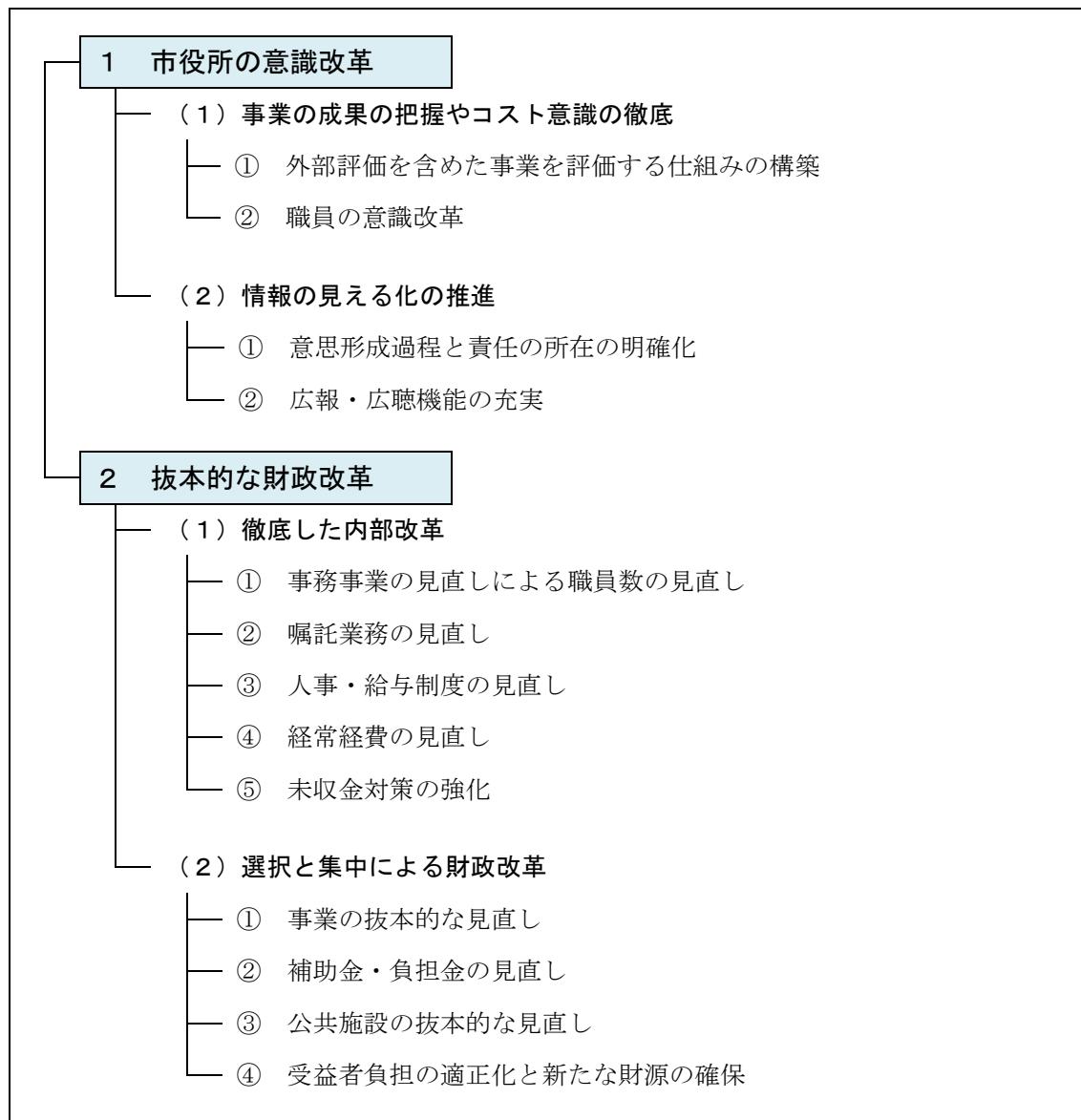


2 取り組み体系

(1) 取り組み体系

目標を達成するため、「市役所の意識改革」と「抜本的な財政改革」の2つの大きな柱を設定し、その中で具体的な取り組みを進めていきます。

【図13 プランの体系】



3 取り組み項目

1 市役所の意識改革

(1) 事業の成果の把握やコスト意識の徹底

① 外部評価を含めた事業を評価する仕組みの構築

社会経済情勢に適合しない事業や、形骸化している事業などを見直すため、チェック機能として、事業を評価する仕組みを構築します。

《取り組み項目》

- No. 1 外部評価を含めた事業を評価する仕組みの構築
- No. 2 事業仕分けの実施

② 職員の意識改革

職員が常にコスト意識を持ち、行財政改革が必要な現状を全体で共有したうえで、行財政改革を進めます。

《取り組み項目》

- No. 3 財政状況や予算執行状況など府内の情報共有化の徹底
- No. 4 部局運営方針の周知徹底と効果的な活用
- No. 5 職員意見を反映、共有する仕組みの構築
- No. 6 その他職員の意識改革につながる取り組み

(2) 情報の見える化の推進

① 意思形成過程と責任の所在の明確化

誰が、いつ、どこで、何を決めたのか、といった市の意思形成過程と責任の所在を明らかにし、行政の透明化を進めます。

《取り組み項目》

- No. 7 内部仕分けの公表
- No. 8 政策会議等の会議要旨の公表
- No. 9 職員団体等との交渉概要の公表

② 広報・広聴機能の充実

行財政改革を進めるためには、市民の協力も必要になります。そのためには、市民と市の相互理解を深めることが重要であることから、これまで以上に市民に「伝わる」広報を目指すとともに、より多くの市民の声を把握し、行政に反映していくための広聴機能を充実させます。

《取り組み項目》

- No.10 効果的な広報・広聴戦略の検討、実施

2 抜本的な財政改革

(1) 徹底した内部改革

① 事務事業の見直しによる職員数の見直し

事務事業の徹底した見直しやアウトソーシングにより、職員数の見直しを進めます。

ア アウトソーシングによる職員数の削減

公立保育園後期民営化計画に基づく保育園の民営化を推進するほか、各種業務の委託化や指定管理者制度を導入します。

《取り組み項目》

- No.11 保育園の民営化
- No.12 埋立処分場維持管理業務等の委託化の推進
- No.13 道路維持業務の委託化の拡大
- No.14 給食調理業務の委託化の拡大
- No.15 公民館の指定管理者制度の導入
- No.16 縄文文化交流センターの指定管理者制度の導入
- No.17 学校用務員業務（学校校舎等環境整備業務）の委託化の検討
- No.18 その他業務のアウトソーシングの検討

イ 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

市民サービスや業務の効率の向上を図るため、事務事業の見直しや組織機構の見直しを行い、職員数の見直しを進めます。

《取り組み項目》

- No.19 消防組織機構の見直し
- No.20 中央省庁等への職員研修派遣の見直し
- No.21 はこだて未来大学事務局職員のプロパー化の推進
- No.22 経済部門と観光部門の再編の検討
- No.23 建設部局の組織の見直し
- No.24 市立小・中学校の統廃合の検討
- No.25 市立幼稚園のあり方の検討
- No.26 生活保護業務に係る体制強化と生活保護費の適正化に向けた取り組み
- No.27 新たな行政需要や市民ニーズへの対応に伴う体制の強化
- No.28 その他事務事業・組織機構の見直し

② 嘱託業務の見直し

嘱託職員の効率的な配置を図るとともに、嘱託業務の委託化や廃止などの検討も進めます。

《取り組み項目》

- No.29 老人福祉センターの指定管理者制度の導入
- No.30 児童館の指定管理者制度導入の検討
- No.31 地区図書室のあり方の検討
- No.32 その他嘱託業務の見直し

③ 人事・給与制度の見直し

地域の民間給与と整合を図るとともに、職責に応じたメリハリのある給与体系を構築するほか、退職手当や各種手当への見直し、人事評価制度の導入など、人事・給与制度の見直しを進めます。

《取り組み項目》

- No.33 新たな給与体系の構築と給与、退職手当の見直し
- No.34 人事評価制度の運用と給与への反映
- No.35 再任用制度の導入
- No.36 その他人事・給与制度の見直し

④ 経常経費の見直し

事務費や光熱水費、庁舎維持管理費などの内部経費や経常経費についても、徹底した見直しを進めます。

《取り組み項目》

- No.37 ごみ・し尿処理手数料徴収事務所要経費の見直し
- No.38 庁舎維持管理費の見直し
- No.39 啓発・PR関係経費の見直し
- No.40 シーリングによる経常経費の削減

⑤ 未収金対策の強化

市税・各種保険料等の収納率の向上を目指します。

《取り組み項目》

- No.41 未収金対策の強化

(2) 選択と集中による財政改革

① 事業の抜本的な見直し

事業仕分けや事業の成果の検証などを踏まえ、抜本的な見直しを進めます。

《取り組み項目》

- No.42 函館圏公立大学広域連合負担金の見直し
- No.43 地域情報化推進費(北海道電子自治体共同システム関係経費等)の見直し
- No.44 電子計算機運用経費の見直し
- No.45 函館市総合福祉センター委託料の見直し
- No.46 心身障害者扶養共済制度加入者助成費の見直し
- No.47 重度身体障害者等タクシー料金助成事業の見直し
- No.48 慰靈堂（青少年ホール）の管理運営の見直し
- No.49 公衆トイレ維持管理費の見直し
- No.50 研究開発事業委託料の見直し
- No.51 観光案内所の見直し
- No.52 緑樹帯等管理業務委託料の見直し
- No.53 フラワーバスケット関係経費の見直し
- No.54 函館市住宅都市施設公社委託料の見直し
- No.55 西部地区歴史的町並み基金事業の見直し
- No.56 社会教育施設等管理委託料の見直し
- No.57 青少年研修センター管理委託料の見直し
- No.58 湯川海水浴場およびスケート場のあり方の検討
- No.59 その他事業仕分け結果による事業の抜本的な見直し

② 補助金・負担金の見直し

長年にわたり交付され続けている補助金や市民ニーズと合致しない補助金などについて、公益性を勘案するとともに、外部委員による委員会の意見も参考にしながら見直しを進めます。

《取り組み項目》

- No.60 ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金の見直し
- No.61 財団法人北海道国際交流センター運営費補助金の廃止の検討
- No.62 水産・海洋产学連携促進補助金の廃止
- No.63 国際交流事業活動補助金の見直し
- No.64 社会福祉施設等整備費補助金の見直し
- No.65 函館市住宅都市施設公社補助金の見直し
- No.66 西部地区ヤングカップル住まいりんぐ支援補助金の見直し
- No.67 函館市文化・スポーツ振興財団補助金の廃止の検討
- No.68 その他「補助金のあり方検討委員会」の議論による見直し
- No.69 各種団体への負担金の見直し

③ 公共施設の抜本的な見直し

老朽化している施設や類似している施設について、利用実績や効率性などを検証し、統廃合や民営化・委託化などの抜本的な見直しを進めます。

《取り組み項目》

- No.70 産学官交流プラザのあり方の検討
- No.71 臨海研究所のあり方の検討
- No.72 保育園の民営化（No.11 再掲）
- No.73 老人福祉センターの指定管理者制度の導入（No.29 再掲）
- No.74 児童館の指定管理者制度導入の検討（No.30 再掲）
- No.75 老人デイサービスセンターの民営化の検討
- No.76 職業訓練センターのあり方の検討
- No.77 ホテル恵風、灯台資料館のあり方の検討
- No.78 ホテルひろめ荘、南かやべ保養センターのあり方の検討
- No.79 地区図書室のあり方の検討（No.31 再掲）
- No.80 公民館の指定管理者制度の導入（No.15 再掲）
- No.81 縄文文化交流センターの指定管理者制度の導入（No.16 再掲）
- No.82 亀田地区における施設統合の検討
- No.83 市立小・中学校の統廃合の検討（No.24 再掲）
- No.84 市立幼稚園のあり方の検討（No.25 再掲）
- No.85 その他公共施設の見直し

④ 受益者負担の適正化と新たな財源の確保

行政コストなどを勘案した受益者負担の適正化により、各種手数料等を見直すとともに、新たな自主財源の確保にも取り組みます。

《取り組み項目》

- No.86 適正な単価の設定による各種手数料等の見直し
- No.87 広告料収入の拡大
- No.88 老人福祉センター入浴料の有料化
- No.89 自動販売機設置における公募化の検討
- No.90 市の施設における職員等通勤用自動車の駐車使用の有料化
- No.91 社会福祉施設等に対する下水道使用料減免制度の見直し

Ⅲ 具体的な取り組み項目と対策額

1 対策額総括表

(単位：件、百万円)

区分	取組項目	H24	H25	H26	H27	H28
1 市役所の意識改革	10	(-)	-	-	-	-
(1) 事業の成果の把握やコスト意識の徹底	6	(-)	-	-	-	-
①外部評価を含めた事業を評価する仕組みの構築	2	(-)	-	-	-	-
②職員の意識改革	4	(-)	-	-	-	-
(2) 情報の見える化の推進	4	(-)	-	-	-	-
①意思形成過程と責任の所在の明確化	3	(-)	-	-	-	-
②広報・広聴機能の充実	1	(-)	-	-	-	-
2 抜本的な財政改革	81	(2,922)	1,382	2,121	2,524	3,745
(1) 徹底した内部改革	31	(2,049)	1,323	1,975	2,306	2,588
①事務事業の見直しによる職員数の見直し	18	(550)	73	172	164	377
②嘱託業務の見直し	4	(△5)	2	8	8	11
③人事・給与制度の見直し	4	(854)	765	825	815	795
④経常経費の見直し	4	(650)	450	900	1,200	1,300
⑤未収金対策の強化	1	(-)	33	70	119	105
(2) 選択と集中による財政改革	50	(873)	59	146	218	1,157
①事業の抜本的な見直し	18	(711)	39	103	142	172
②補助金・負担金の見直し	10	(111)	6	16	33	52
③公共施設の抜本的な見直し	16	(-)	-	-	6	6
④受益者負担の適正化と新たな財源の確保	6	(51)	14	27	37	927
合 計	91	(2,922)	1,382	2,121	2,524	3,745

※取り組み再掲分は除いています。

2 取り組み項目の具体的な作業工程、対策額等

取り組み項目ごとに、個別表を作成し、取り組みの考え方や作業工程、対策額などを明確にします。

※「個別表」について

- ・取り組み項目ごとに個別表を作成しています。
- ・この中では、取り組み項目についての基本的な考え方や進め方、計画期間における具体的な取り組み内容や手順、取り組みの結果で生じる職員数の増減のほか、対策額について掲載しています。
- ・「職員数増減」は、その年度での増員・減員の合計となっており、現段階で対策額が不確定のものは「-」と表示しています。
- ・対策額は、取り組みの結果生じる効果のほか、例えば、職員数の削減に伴い生じる委託料などの「反対効果」も含め、相殺する形で表示しており、現段階で対策額が不確定のものや算定が困難な場合は「-」と表示しています。
- ・対策額において、歳出の削減および歳入の向上となるものは、「△」表示とされています。
- ・平成24年度9月補正後予算をベースに、今後の収支見通しを作成し、行財政改革プランを策定しているため、対策額は、平成25年度以降の数値を表示しています。
- ・取り組み項目については、一部再掲分があります。

<凡例>

大項目	個別表					
中項目						
小項目	No.00					
○○○○○の見直し	取り組み項目					
	所管部課					
○○○○○の見直し	○○部△△△課					
	H25～H28累積対策額					
	ここは、H25～H28までの対策額の合計を記載しています。					
	0 千円					
計画期間における作業工程および職員数等の推移						
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	
作業工程		ここは、年度ごとの具体的な取り組み・手順などを記載しています。				
		ここは、年度ごとの職員数の増減を、職員・嘱託別に記載しています。				
職員数 増 減	職 員 嘱 託	0 人 0 人	0 人 0 人	0 人 0 人	0 人 0 人	0 人 0 人
対策額(千円)		0	0	0	0	0
備 考	ここは、取り組みによる対策額(千円単位)を記載しています。					

大項目	1 市役所の意識改革
中項目	(1)事業の成果の把握やコスト意識の徹底
小項目	①外部評価を含めた事業を評価する仕組みの構築

個別表

No.01

取り組み項目		所管部課			
外部評価を含めた事業を評価する仕組みの構築		企画部計画推進室計画調整課、総務部行政改革課、財務部財政課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
平成21年度の事業評価の試行結果や事業仕分けの取り組み状況のほか、まちづくり3か年計画など既存の事業を評価する取り組みなどを踏まえ、事業のチェックや職員の意識改革などを進めるうえで効率的で実効性の高い取り組みとなるよう、総務部・財務部と連携して、事業を評価する仕組みを構築する。 また、次期総合計画と事業を評価する仕組みとの関連性についても調査・検討を行う。				-	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・先進地調査 ・関係部局協議 ・制度の検討	・方針の決定 ・制度の構築、実施	●		→
職員数 増減	－	－	－	－	－
嘱 託	－	－	－	－	－
対策額(千円)		－	－	－	－
備 考					

大項目	1 市役所の意識改革
中項目	(1)事業の成果の把握やコスト意識の徹底
小項目	①外部評価を含めた事業を評価する仕組みの構築

個別表

No.02

取り組み項目		所管部課			
事業仕分けの実施		総務部行政改革課 財務部財政課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
市の厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の目的の妥当性、実施手段の合理性や事業の成果などを検証し、不要不急の事務事業の見直しと真に必要な行政サービスの充実を図り、行政の効率化を進めるとともに、ムダを徹底的に見直すため外部評価委員による事業仕分けを実施する。(平成23年度～平成24年度)				-	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・事業仕分けの実施	－	－	－	－
職員数 増減	－	－	－	－	－
嘱 託	－	－	－	－	－
対策額(千円)		－	－	－	－
備 考					

大項目	1 市役所の意識改革
中項目	(1)事業の成果の把握やコスト意識の徹底
小項目	②職員の意識改革

個別表

No.03

取り組み項目		所管部課							
財政状況や予算執行状況など府内の情報共有化の徹底		財務部財政課							
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額							
行財政改革を効果的に進めていくため、市の財政状況や予算の執行状況などについて、職員間で情報を共有化する。									
計画期間における作業工程および職員数等の推移									
年 度	H24	H25	H26	H27	H28				
作業工程	・財政状況等の職員説明会の開催 ・各種情報の共有化の実施	●			→				
職員数 増減	-	-	-	-	-				
嘱 託	-	-	-	-	-				
対策額(千円)		-	-	-	-				
備 考									

大項目	1 市役所の意識改革
中項目	(1)事業の成果の把握やコスト意識の徹底
小項目	②職員の意識改革

個別表

No.04

取り組み項目		所管部課							
部局運営方針の周知徹底と効果的な活用		総務部行政改革課							
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額							
各部局において作成している部局運営方針について市民へ公表するほか、部内職員への周知を徹底するとともに、人事評価制度における目標設定に関連付け、効果的に活用する。									
計画期間における作業工程および職員数等の推移									
年 度	H24	H25	H26	H27	H28				
作業工程	・部局運営方針の作成と公表 ・前年度の評価と公表	●			→				
職員数 増減	-	-	-	-	-				
嘱 託	-	-	-	-	-				
対策額(千円)		-	-	-	-				
備 考									

大項目	1 市役所の意識改革
中項目	(1)事業の成果の把握やコスト意識の徹底
小項目	②職員の意識改革

個別表

No.05

取り組み項目		所管部課							
職員意見を反映、共有する仕組みの構築		総務部行政改革課							
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額							
行財政運営の効率化を図るとともに、職員一人ひとりのモチベーションを向上させるため、既存の職員提案制度を見直し、新たな制度を構築する。									
計画期間における作業工程および職員数等の推移									
年 度	H24	H25	H26	H27	H28				
作業工程	・新たな制度の構築	・運用	●		→				
職員数 増減	－	－	－	－	－				
職員 嘱託	－	－	－	－	－				
対策額(千円)		－	－	－	－				
備 考									

大項目	1 市役所の意識改革
中項目	(1)事業の成果の把握やコスト意識の徹底
小項目	②職員の意識改革

個別表

No.06

取り組み項目		所管部課							
その他職員の意識改革につながる取り組み		総務部行政改革課							
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額							
行財政改革に係る職員の意識を高めるため、管理職のマネジメント能力の向上や職場内コミュニケーションを充実させるほか、定期的な「行革だより」の発行などにより、行財政改革にかかる情報を全庁的に共有化する。									
計画期間における作業工程および職員数等の推移									
年 度	H24	H25	H26	H27	H28				
作業工程	・「行革だより」の発行など、その他取り組みの推進	●			→				
職員数 増減	－	－	－	－	－				
職員 嘱託	－	－	－	－	－				
対策額(千円)		－	－	－	－				
備 考									

大項目	1 市役所の意識改革
中項目	(2)情報の見える化の推進
小項目	①意思形成過程と責任の所在の明確化

個別表

No.07

取り組み項目		所管部課			
内部仕分けの公表		財務部財政課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
特別職による事業仕分けを報道機関に公開して実施し、その結果を公表とともに、結果に基づき事業を見直す。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・内部仕分けの実施と結果の公表	・仕分け結果に基づく見直しの実施	●		→
職員数 増減	－	－	－	－	－
職員 嘱託	－	－	－	－	－
対策額(千円)		－	－	－	－
備 考					

大項目	1 市役所の意識改革
中項目	(2)情報の見える化の推進
小項目	①意思形成過程と責任の所在の明確化

個別表

No.08

取り組み項目		所管部課			
政策会議等の会議要旨の公表		企画部計画推進室計画調整課ほか			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
市政の基本方針や重要施策等の審議を行う「政策会議」などについて、これまでホームページ上で会議要旨を公表しており、今後も可能な限り公表に努め、政策決定に係る経過の透明性を高める。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・政策会議等の会議要旨の公表	●			→
職員数 増減	－	－	－	－	－
職員 嘱託	－	－	－	－	－
対策額(千円)		－	－	－	－
備 考					

大項目	1 市役所の意識改革
中項目	(2)情報の見える化の推進
小項目	①意思形成過程と責任の所在の明確化

個別表

No.09

取り組み項目		所管部課					
職員団体等との交渉概要の公表		総務部行政改革課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
人事・給与制度などにかかる職員団体等との交渉について、これまでホームページ上でその交渉概要を公表しており、今後も引き続き公表することで、交渉に係る経過の透明性を高める。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・職員団体等との交渉概要の公表	●			→		
職員数 増減	－	－	－	－	－		
職員 嘱託	－	－	－	－	－		
対策額(千円)		－	－	－	－		
備 考							

大項目	1 市役所の意識改革
中項目	(2)情報の見える化の推進
小項目	②広報・広聴機能の充実

個別表

No.10

取り組み項目		所管部課					
効果的な広報・広聴戦略の検討、実施		企画部広報広聴課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
これまで以上に市民に「伝わる」広報を目指すとともに、より多くの市民の声を把握し行政に反映していくため、戦略プランを検討、策定し、それに基づく具体的な取り組みを進め、広報・広聴機能の充実を図る。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・戦略プランの策定	・戦略プランに基づく具体的な取り組みの実施	●		→		
職員数 増減	－	－	－	－	－		
職員 嘱託	－	－	－	－	－		
対策額(千円)		－	－	－	－		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.11

取り組み項目		所管部課			
保育園の民営化		子ども未来部子ども企画課ほか			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
「公立保育園後期民営化計画」(平成20年11月策定)に基づき、旧函館市域の市立保育園の民営化を進めるほか、東部地区の保育園は、各地域の児童数や地域の実情を踏まえるとともに、旧市域の民営化の進捗状況を見据えるなかで、民営化を検討する。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・保育園の民営化 (赤川保育園)	・保育園の民営化 (第二港保育園)			・保育園の民営化 (花園保育園)
職員数 増減	△11 人	△8 人	-	-	△14 人
嘱 託	△5 人	△3 人	-	-	△5 人
対策額(千円)		△ 51,656	△ 51,656	△ 51,656	△ 133,712
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.12

取り組み項目		所管部課			
埋立処分維持管理業務等の委託化の推進		環境部日乃出クリーンセンター 環境部埋立処分場			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
埋立処分維持管理業務等について、これまで同様に職員の退職との整合を図りながら、委託化を進める。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程		・埋立処分維持管理業務の委託化	・日乃出クリーンセンターの炉運転管理業務の委託化拡大等		
職員数 増減	-	△5 人	△11 人	-	-
嘱 託	-	△4 人	-	-	-
対策額(千円)		△ 686	△ 17,561	△ 17,561	△ 17,561
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.13

取り組み項目		所管部課			
道路維持業務の委託化の拡大		土木部維持課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
道路維持業務の委託化について、これまで同様に積極的に取り組むこととし、在職する職員の配置転換等も考慮し、段階的に委託化を進める。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・道路維持業務の委託化の拡大	●			→
職員数 増減	△1人	△2人	△2人	△2人	△2人
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		△ 122	△ 244	△ 366	△ 488
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.14

取り組み項目		所管部課			
給食調理業務の委託化の拡大		学校教育部保健給食課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
給食調理業務の委託化について、これまで同様に職員の退職との整合を図りながら、関係機関との協議が整い次第、順次、委託化を進める。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・委託化の推進 (北星小、潮見中、 大川中、光成中の 4校)	● (4人校1校)	(3人校1校)	(3人校2校)	→ -
職員数 増減	△12人	△4人	△3人	△6人	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		△ 8,965	△ 17,459	△ 34,447	△ 34,447
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.15

取り組み項目		所管部課			
公民館の指定管理者制度の導入		生涯学習部生涯学習文化課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
「函館市公民館の保存・活用に係る基本的な考え方」(平成23年10月策定)に基づき、公民館の整備改修(耐震改修およびバリアフリー化)を行うとともに、平成27年度から指定管理者制度を導入する。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程			・指定管理者候補者の公募・選定	・指定管理者制度の導入	●————→
職員数 増減	-	-	-	△3人	-
嘱託	-	-	-	△4人	-
対策額(千円)		-	-	△ 7,813	△ 7,813
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.16

取り組み項目		所管部課			
縄文文化交流センターの指定管理者制度の導入		生涯学習部文化財課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
現在、一部業務委託をまじえながら直営で行っている縄文文化交流センターの管理について、平成26年度から指定管理者制度を導入する。					
△1,302 千円					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程			・指定管理者候補者の公募・選定	・指定管理者制度の導入	●————→
職員数 増減	-	-	△1人	-	-
嘱託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	△ 434	△ 434	△ 434
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.17

取り組み項目		所管部課			
学校用務員業務(学校校舎等環境整備業務)の委託化の検討		生涯学習部管理課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
校舎内外の清掃や施設、設備の維持補修などの学校環境整備に関する業務と学校固有の諸行事の準備や備品の整備・修繕、また校内・外の巡視など、学校用務員の果たしている役割を損ねることなく、費用対効果も最大限に発揮出来るよう、平成24年度中に見直し方針を確定し、出来るだけ早期に委託化を進める。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・見直し方針確定	・見直しに向けた調整	・委託化の実施	●	→
職員数 増減	-	-	△10人	-	△10人
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	△ 49,340	△ 49,340	△ 98,680
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.18

取り組み項目		所管部課			
その他業務のアウトソーシングの検討		各部局			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
各種業務について、コスト削減、民間の活用の視点をもって、「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」ことを基本に、アウトソーシングを進める。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・各種業務の委託化の検討および実施	●			→
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.19

取り組み項目		所管部課			
消防組織機構の見直し		消防本部庶務課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
消防組織機構再編計画に基づき、弥生・青柳出張所を統合するとともに、当初計画されていた恵山出張所および般法華出張所の新築を、統合庁舎の建設に見直して建設費を圧縮するほか、事務事業の見直しを進めることにより、職員数の削減および維持管理経費の縮減に努める。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・事務・事業見直しの実施	・弥生・青柳出張所の統合	・事務・事業見直しの実施	・恵山・般法華出張所の統合	
職員数 増減	△4 人	△9 人	△4 人	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		△ 67,604	△ 97,340	△ 101,364	△ 101,364
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.20

取り組み項目		所管部課					
中央省庁等への職員研修派遣の見直し		総務部人事課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
厳しい財政状況を踏まえ、長期派遣研修を平成24年度末で見直し、現在、国の省庁等へ派遣している3名の派遣職員を引き揚げる。 ※国土交通省、経済産業省、北海道経済産業局							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・研修期間終了	・派遣職員の引き揚げ					
職員数 増減	△6 人	△3 人	-	-	-		
嘱 託	-	-	-	-	-		
対策額(千円)		△ 27,430	△ 27,430	△ 27,430	△ 27,430		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.21

取り組み項目		所管部課			
公立はこだて未来大学事務局職員のプロパー化の推進		企画部企画管理課 (公立大学法人はこだて未来大学)			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
公立はこだて未来大学の事務局職員について、公立大学法人の自主性、自立性を高めるため、プロパー化を進め、現在、市から派遣している職員20名について、順次、引き揚げる。				△86,960 千円	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・プロパー化の検討・方針の確定(給与体系の決定等)	・プロパー化の推進 (派遣職員の引き揚げ)	●		→
職員数 増減	-	△3 人	△3 人	△3 人	△3 人
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		△ 9,192	△ 18,384	△ 26,336	△ 33,048
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.22

取り組み項目		所管部課			
経済部門と観光部門の再編の検討		経済部経済企画課 観光コンベンション部観光振興課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
北海道新幹線開業を見据え、経済・観光施策の一体化な推進を図るため、経済部と観光コンベンション部の再編を検討し、新たな組織体制を構築する。				-	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・再編の検討	●→	・再編の実施		
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.23

取り組み項目		所管部課			
建設部局の組織の見直し		土木部管理課 都市建設部街づくり推進課			
取り組みの考え方 公共工事の減少等に伴い、より効率的な業務執行体制を構築するため、土木部および都市建設部の事務事業・組織機構の見直しを進めるとともに、職員数を見直す。		H25-H28累積対策額			
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・事務事業・組織機構の見直しの実施	●			→
職員数 増減	△8 人	1 人	△9 人	△1 人	△2 人
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		7,434	△ 59,472	△ 66,906	△ 81,774
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.24

取り組み項目		所管部課			
市立小・中学校の統廃合の検討		学校教育部学務課			
取り組みの考え方 「函館市立小・中学校再編計画」(平成24年3月策定)に基づき、平成24年度から第1期(第2グループの中学校7校)の統廃合の検討を進めており、統合方針がまとまり次第、統合校開校への準備を進めるとともに、第2期以降の検討作業を進める。		H25-H28累積対策額 -			
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・第1期分について 学校教育審議会へ 諮問	・第1期分答申 ・各種説明会の実 施と統合同意への 働きかけ	・第1期統合同意, 統合校開校準備 ・第2期分について 学校教育審議会へ 諮問	・第1期統合校開校 準備 ・第2期分答申 ・各種説明会の実 施	・第1期統合校開校 (新築・改築なしの 場合) ・第2期統合同意へ の働きかけ
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.25

取り組み項目		所管部課			
市立幼稚園のあり方の検討		学校教育部学務課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
市立幼稚園については、市内の幼児数の減少に伴い、定員を充たしていないことから、今後の園児数の推移を見ながら、市立幼稚園としての存在意義とこれまでの成果について検証し、今後の方針を検討する。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・見直し検討の開始 ・市立幼稚園の存在意義と成果の検証	・見直し方針の確定			
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.26

取り組み項目		所管部課			
生活保護業務に係る体制強化と生活保護費の適正化に向けた取り組み		保健福祉部生活支援第1課ほか			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
生活保護受給者の増加に伴い、適切な生活保護行政を進めるため、必要に応じケースワーカーの増員などにより組織体制を強化するほか、これまで行ってきている受給者の自立を図るための就労支援事業、不正受給対策や医療扶助の適正化などの取り組みを積極的に進める。					
267,624 千円					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・年金等調査員の配置	・ケースワーカーの増員 ・就労指導員の増員 ・医療扶助相談員の配置 ・不正受給対策の強化	・必要に応じた体制の強化		
職員数 増減	0 人	4 人	3 人	4 人	3 人
嘱 託	4 人	6 人	-	-	-
対策額(千円)		29,736	52,038	81,774	104,076
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.27

取り組み項目		所管部課			
新たな行政需要や市民ニーズへの対応に伴う体制の強化		総務部行政改革課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
地方分権の進展に伴う北海道からの権限移譲や制度改正、市民ニーズへの対応等に伴い、体制を強化する。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程		・権限移譲への対応による体制強化	・権限移譲等への対応による体制強化	●	→
職員数 増減	職 員 嘱 託	-	7人	3人	3人
対策額(千円)		54,648	76,950	99,252	121,554
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	①事務事業の見直しによる職員数の見直し

個別表

No.28

取り組み項目		所管部課			
その他事務事業・組織機構の見直し		各部局			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
業務の効率化の視点で事務事業・組織機構の見直しを図るほか、新たな行政課題へ対応するため職員数を見直す。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し	●			→
職員数 増減	職 員 嘱 託	△39人	△2人	5人	0人
対策額(千円)		12人	4人	-	-
備 考		857	38,027	38,027	△ 66,049

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	②嘱託業務の見直し

個別表

No.29

取り組み項目		所管部課			
老人福祉センターの指定管理者制度の導入		保健福祉部高齢福祉課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
施設管理の効率化や市民サービスの向上を図るため、平成25年度から指定管理者制度を導入する。					
				△788 千円	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・指定管理者候補者の公募・選定	・指定管理者制度の導入	●		→
職員数 増減	職 員 嘱 託	-	-	-	-
対策額(千円)		△19人	△ 197	△ 197	△ 197
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	②嘱託業務の見直し

個別表

No.30

取り組み項目		所管部課			
児童館の指定管理者制度導入の検討		子ども未来部次世代育成課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
児童館は「子どもの健全な遊び場・居場所」という基本的な役割に加え、地域コミュニティの拠点施設として、地域の関係機関・住民の協力を得ながら市内に27館(青少年ホール除く)設置しており、今後、市として、より効果的な事業実施のあり方と有効なサービス提供の観点から、平成27年度にモデル導入するなど、指定管理者制度導入の検討を行う。					
-					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・事業実施のあり方見直し検討 ・指定管理者制度導入の検討	・見直しの実施 ・指定管理者制度導入の検討	・指定管理者候補者の公募・選定	・指定管理者制度のモデル導入	●→
職員数 増減	職 員 嘱 託	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	②嘱託業務の見直し

個別表

No.31

取り組み項目		所管部課					
地区図書室のあり方の検討		生涯学習部中央図書館					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
地区図書室の利用実態等の調査を行うとともに、施設の統廃合や開館時間の短縮など検討し、平成25年度中に今後の体制の方針を確定させ、平成27年度を目指して新体制への移行を目指す。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・あり方の検討	・あり方の方針確定	・新体制に向けた調整	・新体制での実施	●————→		
職員数 増減	—	—	—	—	—		
嘱 託	—	—	—	—	—		
対策額(千円)		—	—	—	—		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	②嘱託業務の見直し

個別表

No.32

取り組み項目		所管部課			
その他嘱託業務の見直し		各部局			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
嘱託業務全般について、必要性や効果を隨時検証し、見直しを進める。					
				△28,787 千円	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・嘱託業務の見直し	●————→			
職員数 増減	—	—	—	—	—
嘱 託	△4 人	0 人	△2 人	△4 人	△2 人
対策額(千円)		△ 1,704	△ 7,787	△ 8,005	△ 11,291
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	③人事・給与制度の見直し

個別表

No.33

取り組み項目		所管部課				
新たな給与体系の構築と給与、退職手当の見直し		総務部人事課				
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額		
<p>職員の給与について、地域の民間給与と整合を図るとともに、職責に応じたメリハリのある給与体系を構築する。</p> <p>また、計画最終年次となる平成28年度の総人件費について、職員数の見直しも含め、現員ベースによる推計額の10%相当の削減を目標とするほか、退職手当については、国の動向なども参考にしながら見直しを図る。</p>				△2,900,000 千円		
計画期間における作業工程および職員数等の推移						
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	
作業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・民間給与実態調査の実施 ・新たな給与体系の検討、構築 ・給与の独自削減、退職手当の見直し等 	●	→	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな給与体系の実施 	●	→
職員数 増減	-	-	-	-	-	
嘱 託	-	-	-	-	-	
対策額(千円)		△ 690,000	△ 750,000	△ 740,000	△ 720,000	
備 考						

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	③人事・給与制度の見直し

個別表

No.34

取り組み項目		所管部課			
人事評価制度の運用と給与への反映		総務部人事課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
<p>平成24年度から人事評価制度を本格導入し、その結果について、平成25年6月から勤勉手当、平成26年1月から昇給へ反映する。</p>				-	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度の本格導入 ・給与への反映 	●	→		
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	③人事・給与制度の見直し

個別表

No.35

取り組み項目		所管部課					
再任用制度の導入		総務部人事課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
平成24年度から再任用制度を導入し、平成25年度から再任用職員を配置する。							
△299,760 千円							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・再任用制度の導入	・再任用職員の配置	●		→		
職員数 増減	－	20 人	－	－	－		
嘱 託	－	－	－	－	－		
対策額(千円)		△ 74,940	△ 74,940	△ 74,940	△ 74,940		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	③人事・給与制度の見直し

個別表

No.36

取り組み項目		所管部課					
その他人事・給与制度の見直し		総務部人事課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
社会情勢の変化や国等の制度改正などに応じて、適時、適切に人事・給与制度を見直す。							
－							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・適時適切な人事・給与制度の見直し	●			→		
職員数 増減	－	－	－	－	－		
嘱 託	－	－	－	－	－		
対策額(千円)		－	－	－	－		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	④経常経費の見直し

個別表

No.37

取り組み項目		所管部課			
ごみ・し尿処理手数料徴収事務所要経費の見直し		環境部環境総務課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
平成24年度において、ごみ処理手数料収納事務に係る収納事務受託者へ支払う委託料について、委託料率の見直しを行い経費の縮減を図る。今後においても、公金の適正管理および市民の利便性を確保しながら効率性等の向上を図るよう、さらなる業務内容の見直しを行い、より一層の経費節減に努める。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・一部業務の改善実施 ・見直しの検討	・業務の改善実施予定			
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		△ 190	△ 190	△ 190	△ 190
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	④経常経費の見直し

個別表

No.38

取り組み項目		所管部課			
庁舎維持管理費の見直し		総務部総務課ほか			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
市役所本庁舎をはじめとした各庁舎の維持管理に係る経費について見直し、関係経費の縮減に努める。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・庁舎維持管理費の見直しの検討と実施	●			→
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	④経常経費の見直し

個別表

No.39

取り組み項目		所管部課			
啓発・PR関係経費の見直し		財務部財政課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
事業ごとに行われる啓発・PR関係の経費について、広報紙等の効果的な活用等により見直す。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・各部局の啓発・PR関係経費の見直し検討	・関係経費の見直しの実施	●	→	
職員数 増減	－	－	－	－	－
職員 嘱 託	－	－	－	－	－
対策額(千円)		－	－	－	－
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	④経常経費の見直し

個別表

No.40

取り組み項目		所管部課			
シーリングによる経常経費の削減		財務部財政課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
各年度の予算編成において、シーリング枠の設定により経常経費を削減する。					
△3,850,000 千円					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・シーリングによる経常経費の見直し	●	→		
職員数 増減	－	－	－	－	－
職員 嘱 託	－	－	－	－	－
対策額(千円)		△ 450,000	△ 900,000	△ 1,200,000	△ 1,300,000
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(1)徹底した内部改革
小項目	⑤未収金対策の強化

個別表

No.41

取り組み項目		所管部課			
未収金対策の強化		財務部税務室ほか			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
<p>現年分から滞納繰越への移行を最小限にとどめるため、催告の強化に努めるとともに、一層の滞納整理を進めるため、早期に給与や預貯金などの財産調査を行い、積極的な差押・換価処分に努める。</p> <p>市税や保育料などの支払いについては、引き続き口座振替の利用促進を図るとともに、さらに納付機会を拡充するため、市外の銀行等でも口座振替を可能とする。</p> <p>徴収体制を強化し、高額滞納者や多年にわたる累積滞納者への対応を充実させる。</p> <p>目標収入率：市税 H24(90.9%)→H28(92.2%), 保育料 H24(71.1%)→H28(82.1%)</p>				△326,730 千円	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・差押等の強化	●			→
	・徴収体制強化の検討	・対象金融機関の拡充 ・徴収体制の強化	●		→
職員数 増減	職 員 嘱 託	-	4人	2人	-
対策額(千円)		△ 33,465	△ 69,786	△ 118,834	△ 104,645
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.42

取り組み項目		所管部課			
函館圏公立大学広域連合負担金の見直し		企画部企画管理課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
<p>設立主体のあり方について、関係市町とも協議をしながら検討する。</p> <p>また、広域連合に対する負担金については、関係市町との負担割合についても検討を行うとともに、広域連合における運営費交付金の算定ルールを見直し、大学法人の自主的・自律的な運営を推進する。</p>				-	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・見直し方針の確定(設立主体および予算ルール)	・方針に基づき対応	●		→
職員数 増減	職 員 嘱 託	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.43

取り組み項目		所管部課					
地域情報化推進費(北海道電子自治体共同システム関係経費等)の見直し		総務部情報システム課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
<p>北海道電子自治体共同システム関係経費については、運営協議会と協議し、運用費の経費削減に努める。</p> <p>また、ICT(情報通信技術)の進展や新たな通信サービスの導入などについて検討していくほか、27年度はサーバ等リース機器の大幅な更新となるため、競争入札の採用などにより、その他経費も縮減に努める。</p>							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・新技術導入等の検討 ● ・通信回線の見直し			・機器更新	→		
職員数 増減	-	-	-	-	-		
嘱 託	-	-	-	-	-		
対策額(千円)		△ 3,145	△ 3,145	△ 3,145	△ 3,145		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.44

取り組み項目		所管部課					
電子計算機運用経費の見直し		総務部情報システム課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
<p>平成25年3月のホストコンピュータ更新について、機器構成、リース期間の変更により、リース料等の見直しを行うほか、25年7月に旧財務会計端末のリースが終了する予定であり、今後も機器更新等の機会において経費の削減に努める。</p>							
△85,373 千円							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・ホスト更新 ・旧財務会計終了						
職員数 増減	-	-	-	-	-		
嘱 託	-	-	-	-	-		
対策額(千円)		△ 8,789	△ 25,528	△ 25,528	△ 25,528		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.45

取り組み項目		所管部課					
函館市総合福祉センター委託料の見直し		保健福祉部地域福祉課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
システム関係経費を大幅に見直すほか、指定管理業務全般についても、段階的・計画的な委託料の削減を進めていき、平成28年度までに5%程度の削減を目指す。具体的な内容としては、全体の人員配置や管理経費を見直すほか、老人センターや母子福祉センターで行っている各種講座について、利用状況を分析し、改廃を含め検討するとともに、障がい者ふれあい交流事業とセンターまつりの事業内容の見直しについても検討する。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・見直しの検討・実施	●			→		
職員数 増減	職 員 嘱 託	-	-	-	-		
対策額(千円)		-	-	-	△ 10,000		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.46

取り組み項目		所管部課					
心身障害者扶養共済制度加入者助成費の見直し		保健福祉部障がい保健福祉課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
障がい者(児)の保護者等の死亡により、残された障がい者(児)に一定額の年金が支給される心身障害者扶養共済の掛金(1口目、2口目)に対し、市が助成しているが、近年の公的年金などの社会保障制度や障害福祉サービスが整備・充実してきているなか、高額な掛け金から新規加入者が激減していることや他都市の実施状況等を踏まえ見直す。							
△14,008 千円							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・見直しの検討 ・方針確定	・2口目助成の廃止	●		→		
職員数 増減	職 員 嘱 託	-	-	-	-		
対策額(千円)		△ 3,502	△ 3,502	△ 3,502	△ 3,502		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.47

取り組み項目		所管部課			
重度身体障害者等タクシー料金助成事業の見直し		保健福祉部障がい保健福祉課			
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額			
対象者の状況について詳細を把握し、対象者に所得要件を加える、もしくは類似事業との選択制の導入等について検討し、見直し方針を確定させ、26年度から実施する。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・対象者の状況等の調査(収入、自家用車の保有等)	・調査結果集約 ・見直し内容の確定	・所得要件の追加、類似事業との選択制の導入など	●	→
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	△ 4,566	△ 4,566	△ 4,566
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.48

取り組み項目		所管部課			
慰靈堂(青少年ホール)の管理運営の見直し		子ども未来部次世代育成課 保健福祉部地域福祉課			
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額			
青少年ホールについては、高齢者の余暇活動、健康づくりの場としての利用がほとんどであり、平成17年度以降、夜間に利用されていない状況が続いていることから、施設の利用時間を見直すことで、嘱託職員を1名削減するとともに、利用実態等を踏まえ、施設のあり方について検討する。					
△11,080 千円					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・利用時間見直しの検討・確定 ・施設のあり方等の検討	●	→		
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	△1 人	-	-	-
対策額(千円)		△ 2,770	△ 2,770	△ 2,770	△ 2,770
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.49

取り組み項目		所管部課			
公衆トイレ維持管理費の見直し		環境部清掃事業課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
平成24年度から利用実績や地域公共施設としての役割と機能を検証し、廃止に向けた調整を進める。					
					△4,259 千円
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・利用実績等のデータ収集	・調査・研究により経費の見直し方針確定	・経費の見直し ・廃止に向けた調整	●	→
職員数 増減	－	－	－	－	－
嘱 託	－	－	－	－	－
対策額(千円)		－	△ 1,063	△ 1,598	△ 1,598
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.50

取り組み項目		所管部課			
研究開発事業委託料の見直し		経済部工業振興課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
事業仕分けの結果を踏まえ、本委託事業内容の充実を図りながら、今後、北海道と工業技術センターのあり方について、協議する。					
					－
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・工業技術センターのあり方の協議 (北海道との協議)	●			→
職員数 増減	－	－	－	－	－
嘱 託	－	－	－	－	－
対策額(千円)		－	－	－	－
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.51

取り組み項目		所管部課					
観光案内所の見直し		観光コンベンション部観光振興課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
設置場所を含めた観光案内所のあり方について、(仮称)函館観光センターの開設を含め検討する。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・見直しの検討	●	→	・再編等			
職員数 増減	-	-	-	-	-		
嘱 託	-	-	-	-	-		
対策額(千円)		-	-	-	-		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.52

取り組み項目		所管部課					
緑樹帯等管理業務委託料の見直し		土木部緑化推進課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
緑樹帯等の維持管理については、対象となる公園の増加や施策の展開等により、これまで以上に適切な維持管理が求められるなか、経費の増加が見込まれるところであることから、今後、経費の抑制を図る観点から、維持管理方法の見直しについて検討する。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・見直しの検討	●	→				
職員数 増減	-	-	-	-	-		
嘱 託	-	-	-	-	-		
対策額(千円)		-	-	-	-		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.53

取り組み項目		所管部課			
フラワーバスケット関係経費の見直し		土木部緑化推進課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
観光客の散策ルートとなっているJR函館駅前から西部地区沿道の修景を図るため実施している事業であるが、設置沿道の事業者、美しいまちづくり検討会委員等へのヒアリングを実施して、その事業の効果を検証する。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・事業の検証	●			→
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.54

取り組み項目		所管部課			
函館市住宅都市施設公社委託料の見直し		都市建設部住宅課、建築課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
市営住宅等管理委託については、平成26年度からの指定管理者の指定に向けて、業務内容、委託料等について平成24年度に検討する。 また、収納業務・定期点検、公共建築物等維持補修設計監理業務委託については、今後の公社のあり方を踏まえながら、業務の方向性を判断し、必要に応じて、業務内容の見直しを検討する。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・業務内容等の見直しの検討	●			→
		・次期指定管理者候補者の選定	・次期指定管理者の業務開始	●	→
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.55

取り組み項目		所管部課					
西部地区歴史的町並み基金事業の見直し		都市建設部都市デザイン課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
平成20年度から基金を取り崩して事業実施しており、このままでは、基金が減少する一方であることから、基金の安定的な存続と補助事業の効率的執行を図るため、基金の増額の取り組みや事業の再編について検討する。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・見直しの検討	・見直し方針の策定	・見直しの実施	●	→		
職員数 増減	-	-	-	-	-		
嘱 託	-	-	-	-	-		
対策額(千円)		-	-	-	-		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.56

取り組み項目		所管部課					
社会教育施設等管理委託料の見直し		生涯学習部生涯学習文化課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
平成27年度の次期指定管理期間に向け、より効率的な施設運営のほか、公募化や利用料金制の導入について検討を進めるなかで、管理委託料を見直す。							
△25,793 千円							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・次期指定管理にかかる検討 (利用料金制・公募化等)	・条例改正 ・債務負担行為の設定	・次期指定管理者候補者の選定	・次期指定管理者の業務開始 ・利用料金制の導入	●		
職員数 増減	-	-	-	-	-		
嘱 託	-	-	-	-	-		
対策額(千円)		△ 850	△ 1,217	△ 11,863	△ 11,863		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.57

取り組み項目		所管部課			
青少年研修センター管理委託料の見直し		生涯学習部生涯学習文化課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
<p>施設の運営にあたっての必要経費の効率化に努め、提供サービスの低下を招くことなく、指定管理委託料の見直しを検討する。</p> <p>また、施設の効率的な運用のため、利用料金制の導入や利用者の増加に繋がる方策などを検討する。</p>					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・委託料の見直しなどの検討	・条例改正 ・債務負担行為の設定	・次期指定管理者候補者の公募・選定	・次期指定管理者の業務開始 ・利用料金制の導入	●————→
職員数 増減	－	－	－	－	－
職員 嘱 託	－	－	－	－	－
対策額(千円)		－	192	△ 423	△ 423
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.58

取り組み項目		所管部課			
湯川海水浴場およびスケート場のあり方の検討		生涯学習部スポーツ振興課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
<p>施設の老朽化等により設備投資の増加が見込まれることから、費用対効果等を検証し、施設の存廃を含め、あり方を検討する。</p> <p>特に、湯川のネット式海水浴場は、一部ネットの耐用年数が平成27年度までであるため、それまでの間に、代替施設や移動手段の確保等について検討を進める。</p>					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・見直しの検討	●————→	・湯川海水浴場廃止		
職員数 増減	－	－	－	－	－
職員 嘱 託	－	－	－	－	－
対策額(千円)		－	△ 21,400	△ 28,550	△ 28,550
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	①事業の抜本的な見直し

個別表

No.59

取り組み項目		所管部課			
その他事業仕分け結果による事業の抜本的な見直し		各部局			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
外部評価委員による事業仕分け(外部仕分け)および特別職による内部仕分けの結果を踏まえた事業の抜本的な見直しを進める。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・結果を踏まえた見直しの方向性の検討、実施	●			→
職員数 増減	-	-	-	-	-
職員 嘱託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		△ 20,000	△ 40,000	△ 60,000	△ 80,000
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	②補助金・負担金の見直し

個別表

No.60

取り組み項目		所管部課			
ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金の見直し		企画部国際・地域交流課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
学生数の低迷により、厳しい経営状況が続いているため、同校を運営する学校法人に対し、学生数の確保や自己収入の確保等経営の健全化を図るよう必要な助言等を行う。 また、今後の学校運営について、学校法人の考え方を踏まえ、ロシア本学からの支援の状況等を勘案しながら、補助金のあり方・必要性について検討する。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・補助金のあり方・必要性の見直し	●			→
職員数 増減	-	-	-	-	-
職員 嘱託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	②補助金・負担金の見直し

個別表

No.61

取り組み項目		所管部課			
財団法人北海道国際交流センター運営費補助金の廃止の検討		企画部国際・地域交流課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
同財団の地域における先駆的な国際交流活動と、市民の国際理解の促進や市民が国際交流事業に参加する機会の創出などの効果を評価し、運営費の一部を補助しているが、同財団は運営も軌道に乗り安定してきたことから、当補助金を見直し、平成26年度を目途に廃止を検討する。					
				△10,500 千円	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・見直しの実施	→	・廃止		
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		△ 1,500	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	②補助金・負担金の見直し

個別表

No.62

取り組み項目		所管部課			
水産・海洋产学連携促進補助金の廃止		企画部企画管理課 (国際水産・海洋都市構想担当)			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
当初の目的を一定程度達成しており、平成25年度に廃止する。 今後、国際水産・海洋総合研究センターの供用開始を踏まえ、水産・海洋分野における研究開発の促進等を目的とした委託事業等の創設など、より効果的な支援策を検討する。					
				△16,000 千円	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・廃止の検討	・廃止			
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	②補助金・負担金の見直し

個別表

No.63

取り組み項目		所管部課					
国際交流事業活動補助金の見直し		企画部国際・地域交流課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
国際交流事業活動補助金のうち、留学生に対する現金による助成を全面的に見直し、新たな留学生支援施策を検討する。 民間団体が実施する国際交流事業に対する補助制度については、民間の活動の活発化に貢献していると考えられることから、積極的に活用されるよう周知等に努める。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・新たな施策の検討	・見直しの実施	●		→		
職員数 増減	-	-	-	-	-		
嘱 託	-	-	-	-	-		
対策額(千円)		-	-	-	-		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	②補助金・負担金の見直し

個別表

No.64

取り組み項目		所管部課					
社会福祉施設等整備費補助金の見直し		保健福祉部指導監査課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
社会福祉法人による施設整備については、国等の補助制度に基づき補助金を交付しているが、その整備を支援するために市独自の制度として、当該整備に伴う福祉医療機構からの借入額(元金)の1/2以内の額を補助しているところである。 本補助金について、社会福祉法人の財務状況や他都市の状況等を踏まえ、補助金額の上限設定や対象施設の限定、利子のみの補助への変更、廃止等について検討を進め、方針を確定させる。							
△19,965 千円							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・見直しの検討	・見直し方針の確定	・見直しの実施	●	→		
職員数 増減	-	-	-	-	-		
嘱 託	-	-	-	-	-		
対策額(千円)		2,788	△ 2,371	△ 2,371	△ 18,011		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	②補助金・負担金の見直し

個別表

No.65

取り組み項目		所管部課							
函館市住宅都市施設公社補助金の見直し		都市建設部街づくり推進課 土木部緑化推進課							
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額							
今後の公社のあり方を踏まえ、補助金の算定方法等を見直し、適正に運用する。									
計画期間における作業工程および職員数等の推移									
年 度	H24	H25	H26	H27	H28				
作業工程	・見直しの検討	●			→				
職員数 増減	-	-	-	-	-				
職員 嘱託	-	-	-	-	-				
対策額(千円)		-	-	-	-				
備 考									

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	②補助金・負担金の見直し

個別表

No.66

取り組み項目		所管部課							
西部地区ヤングカップル住まいりんぐ支援補助金の見直し		都市建設部住宅課							
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額							
西部地区ヤングカップル住まいりんぐ支援補助事業は、平成25年度以後の新規申請を打ち切り、平成24年度申請者の補助期間が終了する平成29年度をもって廃止する。 なお、新補助制度については、平成24年度中に補助資格要件、対象区域等の検討を行い、平成25年度からの事業実施を目指す。									
△34,076 千円									
計画期間における作業工程および職員数等の推移									
年 度	H24	H25	H26	H27	H28				
作業工程	・見直しの検討	・新規申請打ち切り ・新制度の実施	●		→				
職員数 増減	-	-	-	-	-				
職員 嘱託	-	-	-	-	-				
対策額(千円)		△ 3,269	△ 6,769	△ 10,269	△ 13,769				
備 考									

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	②補助金・負担金の見直し

個別表

No.67

取り組み項目		所管部課			
函館市文化・スポーツ振興財団補助金の廃止の検討		生涯学習部生涯学習文化課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など社会情勢が変化していることから、次期指定管理期間の開始(平成27年度)にあわせ、平成25年度までには、指定管理委託料と補助金の算定方法を見直し、補助金は廃止する方向で検討する。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・見直しの検討	●	→	・廃止	
職員数 増減	-	-	-	-	-
職員 嘱託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	△ 13,000	△ 13,000
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	②補助金・負担金の見直し

個別表

No.68

取り組み項目		所管部課			
その他「補助金のあり方検討委員会」の議論による見直し		財務部財政課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
補助金のあり方検討委員会からの提言に基づき、さらなる補助金の見直しを図る。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・委員会による検討および提言書の提出	・提言に基づく見直しの実施	●	→	
職員数 増減	-	-	-	-	-
職員 嘱託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	②補助金・負担金の見直し

個別表

No.69

取り組み項目		所管部課					
各種団体への負担金の見直し		財務部財政課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
行政的なメリットなど、費用対効果を総合的に検討する中で、引き続き見直しを強化する。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・当初予算編成査定における見直し	●			→		
職員数 増減	-	-	-	-	-		
職員 嘱託	-	-	-	-	-		
対策額(千円)		-	-	-	-		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.70

取り組み項目		所管部課					
産学官交流プラザのあり方の検討		企画部企画管理課 (国際水産・海洋都市構想担当)					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
本施設は、北海道大学による水産・海洋の先端的研究施設となる北大マリンサイエンス創成研究棟(H18.4 供用開始)の整備にあたり、市からの寄付を検討していたものであったが、法的な規制があったため、当研究棟のうちの産学官連携の拠点施設について、市が合築整備したものである。昨年度の法改正により、市からの寄付等が可能となったことから、施設のあり方や機能について、北海道大学と協議を進める。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・あり方の検討・協議(指定管理者による施設管理)	● →	・あり方の決定	・新たな運用方法の開始			
職員数 増減	-	-	-	-	-		
職員 嘱託	-	-	-	-	-		
対策額(千円)		-	-	-	-		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.71

取り組み項目		所管部課							
臨海研究所のあり方の検討		企画部企画管理課 (国際水産・海洋都市構想担当)							
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額							
平成26年度に、同様の貸研究室機能を併せ持った国際水産・海洋総合研究センターが供用開始となることから、同センターとの機能分担や利用拡大を踏まえた施設の運用方法や指定管理者制度の導入などについて検討する。									
計画期間における作業工程および職員数等の推移									
年 度	H24	H25	H26	H27	H28				
作業工程	・新たな運用方法の検討	●→	・新たな運用方法の決定	・新たな運用方法の開始	●→				
職員数 増減	-	-	-	-	-				
嘱 託	-	-	-	-	-				
対策額(千円)		-	-	-	-				
備 考									

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.72

取り組み項目		所管部課							
保育園の民営化 【No.11 再掲】		子ども未来部子ども企画課ほか							
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額							
「公立保育園後期民営化計画」(平成20年11月策定)に基づき、旧函館市域の市立保育園の民営化を進めるほか、東部地区の保育園は、各地域の児童数や地域の実情を踏まえるとともに、旧市域の民営化の進捗状況を見据えるなかで、民営化を検討する。									
△288,680 千円									
計画期間における作業工程および職員数等の推移									
年 度	H24	H25	H26	H27	H28				
作業工程	・保育園の民営化 (赤川保育園)	・保育園の民営化 (第二港保育園)			・保育園の民営化 (花園保育園)				
職員数 増減	△11 人	△8 人	-	-	△14 人				
嘱 託	△4 人	△3 人	-	-	△5 人				
対策額(千円)		△ 51,656	△ 51,656	△ 51,656	△ 133,712				
備 考									

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.73

取り組み項目		所管部課			
老人福祉センターの指定管理者制度の導入 【No.29 再掲】		保健福祉部高齢福祉課			
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額			
施設管理の効率化や市民サービスの向上を図るため、平成25年度から指定管理者制度を導入する。					
		△788 千円			
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・指定管理者候補者の公募・選定	・指定管理者制度の導入	●		→
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	△19人	-	-	-
対策額(千円)		△ 197	△ 197	△ 197	△ 197
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.74

取り組み項目		所管部課							
児童館の指定管理者制度導入の検討 【No.30 再掲】		子ども未来部次世代育成課							
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額							
児童館は「子どもの健全な遊び場・居場所」という基本的な役割に加え、地域コミュニティの拠点施設として、地域の関係機関・住民の協力を得ながら市内に27館(青少年ホール除く)設置しており、今後、市として、より効果的な事業実施のあり方と有効なサービス提供の観点から、平成27年度にモデル導入するなど、指定管理者制度導入の検討を行う。									
-									
計画期間における作業工程および職員数等の推移									
年 度	H24	H25	H26	H27	H28				
作業工程	・事業実施のあり方見直し検討 ・指定管理者制度導入の検討	・見直しの実施 ・指定管理者制度導入の検討	・指定管理者候補者の公募・選定	・指定管理者制度のモデル導入	●→				
職員数 増減	-	-	-	-	-				
嘱 託	-	-	-	-	-				
対策額(千円)		-	-	-	-				
備 考									

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.75

取り組み項目		所管部課			
老人デイサービスセンターの民営化の検討		保健福祉部高齢福祉課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
老人デイサービスセンターは、在宅の要介護高齢者のため平成6年から計画的に開設したものであるが、介護保険制度開始以来、民間事業者の参入も多く、公設の役割は終わったものと考えられることから、今期指定管理期間が終了する平成26年度までに指定管理者等との調整を図り、平成27年度からの民営化を目指す。なお、民営化にあたって無償または有償貸与の検討も進める。 施設:5か所 入舟(共愛会)、港(松寿会)、花園(厚生院)、谷地頭(高橋病院)、戸井(社会福祉協議会)					-
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・指定管理者による施設管理	●	→	・民営化	
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.76

取り組み項目		所管部課			
職業訓練センターのあり方の検討		経済部労働課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
昭和45年の設立から40年以上を経過し、既に役割を終えたものと判断し、今期指定管理期間が終了する平成26年度末をもって廃止する方向で、現在、当センターで行われている認定職業訓練や技能検定、技能講習などの代替場所の確保や、入居している団体の移転先や支援内容などについて関係団体等と協議を進める。					△11,612 千円
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・関係団体、訓練等の代替候補場所との協議	●	→	・機能移転準備	・廃止
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	△ 5,806	△ 5,806
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.77

取り組み項目		所管部課			
ホテル恵風、灯台資料館のあり方の検討		般法華支所産業建設課			
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額			
ホテル恵風については、利用料金制によって運営されている収益施設であり、灯台資料館とともにその施設のあり方について検討を進め、平成26年度中にその方針を確定させ、平成29年度にその方針に沿った見直しを行う。 (参考)ホテル恵風:指定管理者の指定期間:H24~H26、利用料金制適用 灯台資料館:指定管理者の指定期間:H24~H28		-			
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・あり方の検討	→	・あり方の方針確定	・方針に向けた調整	→
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.78

取り組み項目		所管部課							
ホテルひろめ荘、南かやべ保養センターのあり方の検討		南茅部支所産業建設課							
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額							
ホテルひろめ荘と南かやべ保養センターについては、利用料金制によって運営されている収益施設であり、公共施設の管理運営の合理化等抜本的な見直しに向けて、平成29年度の見直しを目標にあり方を検討する。 (参考)ホテルひろめ荘、南かやべ保養センター:指定管理者の指定期間:H24~H28、利用料金制適用									
計画期間における作業工程および職員数等の推移									
年 度	H24	H25	H26	H27	H28				
作業工程	・あり方の検討	・あり方の方針確定	・方針に向けた調整	→					
職員数 増減	-	-	-	-	-				
嘱託	-	-	-	-	-				
対策額(千円)		-	-	-	-				
備 考									

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.79

取り組み項目		所管部課					
地区図書室のあり方の検討 【No.31 再掲】		生涯学習部中央図書館					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
地区図書室の利用実態等の調査を行うとともに、施設の統廃合や開館時間の短縮など検討し、平成25年度中に今後の体制の方針を確定させ、平成27年度を目指して新体制への移行を目指す。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・あり方の検討	・あり方の方針確定	・新体制に向けた調整	・新体制での実施	●————→		
職員数 増減	—	—	—	—	—		
職員 嘱託	—	—	—	—	—		
対策額(千円)	—						
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.80

取り組み項目		所管部課					
公民館の指定管理者制度の導入 【No.15 再掲】		生涯学習部生涯学習文化課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
「函館市公民館の保存・活用に係る基本的な考え方」(平成23年10月策定)に基づき、公民館の整備改修(耐震改修およびバリアフリー化)を行うとともに、平成27年度から指定管理者制度を導入する。							
△15,626 千円							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程			・指定管理者候補者の公募・選定	・指定管理者制度の導入	●————→		
職員数 増減	—	—	—	△3 人	—		
職員 嘱託	—	—	—	△4 人	—		
対策額(千円)	—						
備 考							
△ 7,813							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.81

取り組み項目		所管部課			
縄文文化交流センターの指定管理者制度の導入 【No.16 再掲】		生涯学習部文化財課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
現在、一部業務委託をまじえながら直営で行っている縄文文化交流センターの管理について、平成26年度から指定管理者制度を導入する。					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程		・指定管理者候補者の公募・選定	・指定管理者制度の導入	●	→
職員数 増減	-	-	△1人	-	-
嘱託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	△ 434	△ 434	△ 434
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.82

取り組み項目		所管部課			
亀田地区における施設統合の検討		保健福祉部、生涯学習部ほか			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
亀田福祉センター、亀田公民館・亀田青少年会館はいずれも築40年を経過し、施設の老朽化が進み、維持補修費が増加傾向にあるので、施設の効率的な運営を図るために、他の公共施設との統合を検討する。 (参考)指定管理期間 亀田福祉センター(H22～H26 ※利用料金制適用)、亀田青少年会館(H24～H28)、美原老人福祉センター(H25～H29予定)					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・統合の検討	●			→
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.83

取り組み項目		所管部課					
市立小・中学校の統廃合の検討 【No.24 再掲】		学校教育部学務課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
「函館市立小・中学校再編計画」(平成24年3月策定)に基づき、平成24年度から第1期(第2グループの中学校7校)の統廃合の検討を進めており、統合方針がまとまり次第、統合校開校への準備を進めるとともに、第2期以降の検討作業を進める。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・第1期分について 学校教育審議会へ 諮問	・第1期分答申 ・各種説明会の実 施と統合同意への 働きかけ	・第1期統合同意、 統合校開校準備 ・第2期分について 学校教育審議会へ 諮問	・第1期統合校開校 準備 ・第2期分答申 ・各種説明会の実 施	・第1期統合校開校 (新築・改築なしの 場合) ・第2期統合同意へ の働きかけ		
職員数 増減	－	－	－	－	－		
嘱 託	－	－	－	－	－		
対策額(千円)		－	－	－	－		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.84

取り組み項目		所管部課					
市立幼稚園のあり方の検討 【No.25 再掲】		学校教育部学務課					
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額			
市立幼稚園については、市内の幼児数の減少に伴い、定員を充たしていないことから、今後の園児数の推移を見ながら、市立幼稚園としての存在意義とこれまでの成果について検証し、今後の方針を検討する。							
計画期間における作業工程および職員数等の推移							
年 度	H24	H25	H26	H27	H28		
作業工程	・見直し検討の開 始 ・市立幼稚園の存 在意義と成果の検 証	・見直し方針の確 定					
職員数 増減	－	－	－	－	－		
嘱 託	－	－	－	－	－		
対策額(千円)		－	－	－	－		
備 考							

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	③公共施設の抜本的な見直し

個別表

No.85

取り組み項目		所管部課			
その他公共施設の見直し		財務部管理課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
その他の市の保有する公共施設等について、施設の老朽化の状況や利用状態などを考慮し、抜本的な見直しを進める。					
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・抜本的な見直し	●			→
職員数 増減	－	－	－	－	－
嘱 託	－	－	－	－	－
対策額(千円)		－	－	－	－
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	④受益者負担の適正化と新たな財源の確保

個別表

No.86

取り組み項目		所管部課				
適正な単価の設定による各種手数料等の見直し		財務部財政課				
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額		
使用料・手数料については、受益者負担の原則や負担の公平確保の観点から、適宜・適切に見直しを図ることとしており、これまで物価の動向などを総合的に判断し、適正な使用料・手数料の設定に努めている。今後は、「原価計算等により単価を設定しているもの」について、現在の原価にて再計算し、現行の設定単価から大きく乖離している使用料・手数料について、適正単価へ改定する方向で検討し、積極的に取り組む。						
△910,000 千円						
計画期間における作業工程および職員数等の推移						
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	
作業工程	・原価再計算による適正単価への改定検討	●	→	・単価の改定	●	→
職員数 増減	－	－	－	－	－	－
嘱 託	－	－	－	－	－	－
対策額(千円)		－	－	△ 10,000	△ 900,000	
備 考						

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	④受益者負担の適正化と新たな財源の確保

個別表

No.87

取り組み項目		所管部課				
広告料収入の拡大		財務部財政課				
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額				
広告料収入については、新たな自主財源の確保の観点から、公共印刷物等を中心とした媒体(市政はこだて、ホームページバナー広告、納税通知書送付用封筒、ごみ収集カレンダーほか)において平成18年度から実施しているが、厳しい財政状況が続く中、さらなる自主財源の確保を図るため、下記について積極的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・既存媒体の「広告枠の拡充」 ・他都市先行事例を参考とした「新たな媒体の導入」(公用車、ごみ収集車、ごみ袋、庁舎内壁面、玄関フロアマットなど)の検討 ・新規大規模施設への「ネーミングライツの導入」(函館アリーナ:H27供用開始、日吉多目的グラウンド:H28供用開始)の検討 		△7,512 千円				
計画期間における作業工程および職員数等の推移						
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	
作業工程	・広告枠の拡充	●				→
	・新媒体の導入	●				→
	・ネーミングライツ検討	●	→	・ネーミングライツ導入	●	→
職員数 増減	職 員 嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		△ 1,878	△ 1,878	△ 1,878	△ 1,878	
備 考						

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	④受益者負担の適正化と新たな財源の確保

個別表

No.88

取り組み項目		所管部課				
老人福祉センター入浴料の有料化		保健福祉部高齢福祉課				
取り組みの考え方		H25-H28累積対策額				
入浴料の有料化については、利用者アンケートを実施した結果、一定の理解を得ているものと考えるが、平成24年度からの高齢者施策の見直し(交通料金助成制度、敬老祝金)や介護保険料の改定などと重なり、高齢者の生活環境が大きく変化することや、老人福祉センター利用者の動向を見極める必要があり、また、建物自体のほか入浴設備などの老朽化改善の動向を踏まえ、実施する。		△40,461 千円				
計画期間における作業工程および職員数等の推移						
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	
作業工程	・有料化検討 ・利用者動向調査	● → ・条例改正		・実施	●	→
職員数 増減	職 員 嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	△ 13,487	△ 13,487	△ 13,487	
備 考						

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	④受益者負担の適正化と新たな財源の確保

個別表

No.89

取り組み項目		所管部課			
自動販売機設置における公募化の検討		財務部管理課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
使用料提案型の公募による自動販売機の設置は、市有財産の有効活用や自主財源の確保という面で有効な手法であるため、 ・新規施設の原則公募化 ・設置済みの自動販売機の順次公募化を進める。				△796 千円	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・公募化の検討	● → ・順次、公募化(新規、試行)を図る		・公募化	● →
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		△ 199	△ 199	△ 199	△ 199
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	④受益者負担の適正化と新たな財源の確保

個別表

No.90

取り組み項目		所管部課			
市の施設における職員等通勤用自動車の駐車使用の有料化		財務部管理課			
取り組みの考え方				H25-H28累積対策額	
市有財産の適正な管理を行うことを目的に、通勤用自動車の駐車に伴う市有地使用の対価として一定の負担を求める。 平成24年7月から条例・規則改正および要綱制定により実施する。 平成24年度対策額(30,218千円)				△46,512 千円	
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程					
職員数 増減					
嘱 託					
対策額(千円)					
備 考					

大項目	2 抜本的な財政改革
中項目	(2)選択と集中による財政改革
小項目	④受益者負担の適正化と新たな財源の確保

個別表

No.91

取り組み項目	所管部課				
社会福祉施設等に対する下水道使用料減免制度の見直し	保健福祉部地域福祉課ほか				
取り組みの考え方	H25-H28累積対策額				
社会福祉施設等に対する下水道使用料減免については、下水道条例第15条の規定に基づき、社会福祉施設・学童保育所・地域共同作業所等を対象に全額減免を実施しているところである。今後の高齢化社会の進展などを踏まえれば、福祉政策として行政の支援は一定程度必要であるものの、現行制度は他都市よりも手厚い支援内容であることや、厳しい財政状況であることなどを踏まえ、減免額の見直し、対象施設の限定などの視点で検討・見直しを進める。	-				
計画期間における作業工程および職員数等の推移					
年 度	H24	H25	H26	H27	H28
作業工程	・見直しの検討	・見直し方針決定			
職員数 増減	-	-	-	-	-
嘱 託	-	-	-	-	-
対策額(千円)		-	-	-	-
備 考					

IV 財政計画

1 財政計画

「財政の中期的な見通し」に、本プランの取り組み項目による対策額を含めた今後の財政の見込みは次のとおりです。

(単位：百万円)

区分		H24	H25	H26	H27	H28
歳出	人件費	20,283	18,049	17,493	17,344	16,958
	扶助費等	38,746	39,521	40,311	41,118	41,940
	公債費	14,569	14,298	13,853	13,617	13,453
	普通建設事業費	8,078	13,117	10,745	9,855	8,668
	その他	45,504	44,842	44,952	44,566	44,480
	小計	127,180	129,827	127,354	126,500	125,499
歳入	市税	31,455	31,354	31,244	31,134	30,968
	地方交付税	35,684	35,102	35,047	34,784	33,489
	臨時財政対策債	5,053	5,493	5,493	5,493	5,493
	市債	4,068	9,564	7,560	7,277	6,228
	その他	49,080	47,787	48,299	48,123	49,602
	小計	125,340	129,300	127,643	126,811	125,780
基金の活用額		2,000	600			
差引額		160	73	289	311	281

※H24 は決算見込額

(参考) 基金および起債の残高と実質公債費比率

(単位：百万円， %)

区分	H24	H25	H26	H27	H28
前年度末基金残高 ^(注23)	2,583	1,101	654	943	1,254
取崩額	△2,000	△600			
積立額	518	153	289	311	281
当該年度末基金残高見込み	1,101	654	943	1,254	1,535
起債残高	132,956	134,989	135,029	134,666	132,945
実質公債費比率 ^(注24)	8.5	8.9	8.7	8.7	8.7

(注23) 財政調整基金と減債基金の残高合計を示しています。

(注24) 実質公債費比率とは、公債費（いわゆるローン返済）の程度、規模を示す比率で、地方公共団体の健全化判断比率（財政の状態を判断する比率）の一つとして位置付けられています。この数値が高まると、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字になる可能性が高まります。

V 附録

1	「財政の中期的な見通し」	71
2	「新たな行財政改革に対する提言」 (H23. 6, 函館市行財政懇話会)	77
3	「函館市の行財政改革に関する提言書」 (H24. 1, 函館市財政再建推進会議)	85
4	「函館市の補助金のあり方に関する提言書」 (H24. 10, 函館市補助金のあり方検討委員会)	101
5	「新たな行財政改革プラン（素案）」(H24. 3)	113
6	「新たな行財政改革プランにかかる具体的な取り組み項目 について」(H24. 7)	125
7	「パブリックコメント（意見公募）手続の結果」(H24. 12)	133

1 「財政の中期的な見通し」

財政の中期的な見通し

(1) 現行制度などに基づく試算の算出要領

区分		算出の条件
歳出	人件費	職員数は現員、24年度予算を基本とし、伸率0%で算出した。 また、退職手当は想定される人員を見込んだ。
	扶助費等	現行制度を基本に、過去の推移や地域経済状況などを考慮し、2%の伸びを見込んだ。なお、24年度の生活保護費などは増額を見込んだ。
	公債費	市債発行の見込みに基づき算出した。
	経常費	24年度予算を基本として見込んだ。
	繰出金	各特別会計の収支見込みに基づき算出した。
	公営企業繰出金	繰出基準等に基づき算出した。
	補助費等	24年度予算を基本とし、後期高齢者療養給付費負担金は一定の伸びを見込んだ。
	貸付金	24年度予算を基本として見込んだ。
	普通建設事業費	24年度予算を基本とし、アリーナ整備などの新規事業を見込み算出した。
	その他	臨時事務・行事費、予備費などを見込んだ。
歳入	市税	25年度以降は、過去の推移および地域経済状況を考慮し、毎年△0.5%の伸び率とした。
	譲与税・交付金	24年度計上額と同額とした。
	地方交付税	普通交付税は、24年度の交付決定額を基本に、25年度は国の概算要求に伴う地方財政収支の試算(△1.5%)を見込み、27年度以降は合併算定替終了による影響額を、28年度は27年国勢調査の影響額をそれぞれ見込んだ。 また、特別交付税は、24年度計上額と同額で見込んだ。
	臨時財政対策債	24年度決定額を基本に、25年度は国の概算要求に基づき算出した。
	使用料負担金等	24年度計上額と同額で見込んだ。
	国道支出金	過去の推移をもとに、扶助費等や事業費の財源を見込んだ。
	財産収入	基金運用収入、土地売払収入等を見込んだ。
	貸付金返還金	24年度計上額と同額で見込んだ。
	繰入金	公共施設整備等基金や果実型基金の取り崩しを見込んだ。
	市債	事業費の財源として、現行制度で見込んだ。
その他		寄付金や受託収入等を見込んだ。

※ 本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上した計数は、今後の社会経済の情勢や地方財政計画等の動向により変動するものである。

(2) 財政の中期的な見通し(一般会計)

① 現行制度などに基づく試算

区分		平成23年度	平成24年度		
		決算	9月補正後予算	今後予定	決算見込
歳出	人件費	21,593	20,283	0	20,283
	職員給与費等	17,915	16,738	0	16,738
	退職手当	3,678	3,545	0	3,545
	扶助費等	37,195	38,146	600	38,746
	公債費	14,596	14,569	0	14,569
	長期債(通常分)等	14,091	13,876	0	13,876
	長期債(退手債等)	505	693	0	693
	経常費	12,976	12,894	△ 200	12,694
	繰出金	9,312	9,589	0	9,589
	公営企業繰出金	7,736	4,826	0	4,826
	補助費等	7,989	8,121	0	8,121
	貸付金	4,961	6,877	0	6,877
歳入	普通建設事業費	10,450	8,078	0	8,078
	その他の	4,036	3,335	62	3,397
	歳出計	130,844	126,718	462	127,180
	市税	32,399	31,455	0	31,455
	譲与税・交付金	4,410	4,103	0	4,103
	地方交付税	35,844	35,847	△ 163	35,684
	臨時財政対策債	4,709	4,718	335	5,053
	小計	77,362	76,123	172	76,295
	使用料負担金等	3,883	4,068	0	4,068
	国道支出金	31,776	30,120	450	30,570
	財産収入	446	529	0	529
	貸付金返還金	5,061	6,984	0	6,984
	繰入金	3,696	614	0	614
歳入	市債 (臨時財政対策債除く)	5,878	4,068	0	4,068
	その他の	2,397	2,212	0	2,212
	歳入計	130,499	124,718	622	125,340
	歳入歳出差引額 a	△ 345	△ 2,000	160	△ 1,840

② 新規施策

新規施策(一般財源) b			0	
財源過不足額合計 a-b= c	△ 345	△ 2,000	160	△ 1,840

(単位：百万円、%)

平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
試 算	伸率						
19,000	△ 6.3	18,733	△ 1.4	18,654	△ 0.4	18,549	△ 0.6
16,504	△ 1.4	16,455	△ 0.3	16,394	△ 0.4	16,485	0.6
2,496	△ 29.6	2,278	△ 8.7	2,260	△ 0.8	2,064	△ 8.7
39,521	2.0	40,311	2.0	41,118	2.0	41,940	2.0
14,298	△ 1.9	13,853	△ 3.1	13,617	△ 1.7	13,453	△ 1.2
13,429	△ 3.2	12,994	△ 3.2	12,683	△ 2.4	12,530	△ 1.2
869	25.4	859	△ 1.2	934	8.7	923	△ 1.2
12,822	1.0	12,822	0.0	12,912	0.7	12,922	0.1
9,854	2.8	10,235	3.9	10,176	△ 0.6	10,058	△ 1.2
4,973	3.0	5,019	0.9	5,046	0.5	5,063	0.3
7,739	△ 4.7	7,807	0.9	7,875	0.9	7,945	0.9
6,877	0.0	6,877	0.0	6,877	0.0	6,877	0.0
13,117	62.4	10,745	△ 18.1	9,855	△ 8.3	8,668	△ 12.0
2,524	△ 25.7	2,524	0.0	2,524	0.0	2,524	0.0
130,725	2.8	128,926	△ 1.4	128,654	△ 0.2	127,999	△ 0.5
31,298	△ 0.5	31,142	△ 0.5	30,986	△ 0.5	30,831	△ 0.5
4,103	0.0	4,103	0.0	4,103	0.0	4,103	0.0
35,102	△ 1.6	35,047	△ 0.2	34,784	△ 0.8	33,489	△ 3.7
5,493	8.7	5,493	0.0	5,493	0.0	5,493	0.0
75,996	△ 0.4	75,785	△ 0.3	75,366	△ 0.6	73,916	△ 1.9
4,068	0.0	4,068	0.0	4,068	0.0	4,068	0.0
30,701	0.4	31,287	1.9	31,628	1.1	32,213	1.8
519	△ 1.9	519	0.0	519	0.0	519	0.0
6,984	0.0	6,984	0.0	6,984	0.0	6,984	0.0
501	△ 18.4	401	△ 20.0	101	△ 74.8	101	0.0
9,564	135.1	7,560	△ 21.0	7,277	△ 3.7	6,228	△ 14.4
883	△ 60.1	890	0.8	898	0.9	906	0.9
129,216	3.1	127,494	△ 1.3	126,841	△ 0.5	124,935	△ 1.5
△ 1,509		△ 1,432		△ 1,813		△ 3,064	

400		400		400		400	
△ 1,909		△ 1,832		△ 2,213		△ 3,464	

2 「新たな行財政改革に対する提言」(H23.6, 函館市行財政懇話会)

新たな行財政改革に対する提言

函館市行財政懇話会
平成23年6月

目 次

I はじめに	· · · · · 1
II 新たな行財政改革に対する提言	· · · · · 2
III おわりに	· · · · · 5
IV 参考資料	· · · · · 5

本懇話会は、函館市がこれから取り組む新たな行財政改革の基本的な考え方や重点的に取り組む視点・方向性について市長へ提言を行うため、平成23年2月に設置されたところであり、この間、行財政運営上の課題について、行政側との意見交換を行いながら、様々な視点で議論を重ねてきた。

函館市では、これまで、財政の健全化や事務事業の合理化・効率化、職員数の削減といった行財政改革を間断なく進めてきており、現在は平成24年度までを計画期間とする「函館市行財政改革新5か年計画」に取り組んでいるが、人口の減少や、少子高齢化の進行、そして地方分権化など市を取り巻く社会経済情勢も大きく変化している中にあって、函館市の財政状況は、扶助費等の社会保障費の増こうや市税の減少などにより、毎年度多額の財源不足が生じ、厳しい状況が続いている。

このような状況の中で、函館市においては、分権型社会への確実な移行、経済・産業の活性化、雇用の確保と雇用環境の向上、少子高齢化対策等の様々な課題に重点的に取り組むことによって、個性と工夫に満ちた魅力ある都市の形成を進めていくことが求められているところであり、そのためには、今後さらに、行財政全般にわたる聖域のない改革を計画的に進めることが必要不可欠であると考える。

本懇話会では、これから行財政改革の柱となる基本的な考え方を検討し、ここに「提言書」としてとりまとめた。

函館市においては、今後、本提言を踏まえ、市民意見を十分に聞きながら、実効性のある計画を策定し、着実かつ積極的に取り組むことを期待する。

平成23年6月14日
函館市行財政懇話会
座長 乳 井 英 雄

函館市においては、これまでも行財政運営全般の改革に取り組んでいるものの、毎年30億円を超える財源不足を抱え、今後も市税や地方交付税の減少が見込まれる厳しい財政状況を踏まえれば、将来的に財政再生団体とならないためにも財政の健全化が喫緊の課題である。

懇話会としてこれからの中財政改革に対する基本姿勢について、「行財政改革を推進するために」、「健全な財政運営のために」という観点で、次のとおり提言する。

1 行財政改革を推進するために

1－（1）目標を明確にすること

函館市のこれまでの行財政改革については、職員数削減や行財政改革の効果額を用いた計画にとどまっている。

今後、実効ある行財政改革を進めるためには、将来を見据えた財政見通しを立て、何をどこまでやるのかといった数値目標を設定し、それを実行する具体的手段を構築しなければならない。

1－（2）職員の意識改革と課題認識の共有化を図ること

懇話会としては、行財政改革に取り組む考え方について、行政と民間企業との感覚に大きなずれがあると感じられた。

今後は、これまでの発想にとらわれない大胆な改革が必要であり、そのための職員の意識改革は必要不可欠である。

また、課題認識が一部の幹部職員のみで共有されているだけでは、改革は前に進まない。すべての職員が共通認識として課題を共有することが必要であり、そのことが職員の意識改革にも繋がるものと考える。

2 健全な財政運営のために

2－（1）歳出の削減を図ること

財政を健全化させるために、人口増や経済対策による税収等の増加を導くことが必要であると考えられるが、現在の社会経済情勢では、地域経済に明るさが見えない中、人口減少に歯止めがきかない状況にある。

こうしたことから、歳入・歳出のバランスをとるためにも、まずは歳出を徹底的に削減すべきである。

そのためには、不要不急業務の根本的な見直し、事業に対する優先順位づけ、そして民間コストとの比較を行ったアウトソーシングの推進が必要である。

また、一般会計だけではなく企業会計も含めた連結会計としての財政健全化が求められていることから、不採算となっている公営企業経営の健全化も不可欠と考える。

2－（2）職員数の削減や給与制度の見直しにより人件費を抑制すること

函館市の歳出において、人件費も大きなウエイトを占めている。

こうした状況を踏まえると、函館市の職員数については、類似他都市との比較はもちろんのこと、民営化・民間委託・広域連携など様々な視点で分析し、更なる削減に努めるべきである。

また、職員給与については、職員一人あたりの年収平均が市内の民間企業と比較して高い水準にあると考える。そのため、抜本的な給与制度見直しを行い、人件費の抑制を図るべきである。

2－（3）選択と集中による改革を進めること

歳出や職員数をシーリングにより一律に削減することは、真に必要な行政サービスを低下させ、不要不急なサービスにも行政コストをかけ続ける事になるため得策ではないと考えられる。

こうしたことから、市民と行政の役割分担を明確にしたうえで、これから函館市にとって「何が必要で何が必要でないのか」、あるいは、「何を行い何をやめるのか」といった函館市の方向性を明らかにし、選択と集中の視点による予算措置や人材配置等を進めるべきである。

2 - (4) 事業の外部評価を実施すること

函館市が提供する行政サービスの中には、不採算であっても公共の福祉のために実施しなくてはならないものがある。

これからの中財政改革を進めるうえでは、函館市が行っている事業について、なぜ必要なのかあるいは不要なのかという判断をした根拠を明確に市民に示すことが求められる。

こうした説明責任を果たすうえでも、内部での評価はもちろんのこと、外部による評価を実施し、その評価結果を事業の見直しに反映することが必要であると考えられる。

行財政改革は、国や北海道の制度に頼るものではなく、函館市自らが行政運営・財政運営の全般にわたり積極的に進めなくてはならない最重要課題であり函館市がこれまでにも増して、大胆かつ強力に改革に取り組むという姿勢が何より重要であると考える。

一方で、市民も函館市が行う事業の取捨選択の意義を認識し、今後は自らもこうした場面に可能な限り参加するとともに、特定の市民サービスを受ける場合は、その目的や公益性などを説明するといった意識が必要であると考える。

こうした姿勢がない限り真の改革はなし得ないものであり、函館市においては、この提言を真摯に受け止め、具体的な計画を策定し、行財政改革に積極的に取り組まれることを期待する。

1 委員名簿 ※五十音順 敬称略

鎌田ふくみ 鎌田公認会計士事務所税理士
高木 康一 北海道教育大学准教授
乳井 英雄 函館大谷短期大学教授（座長）
寺坂伊佐夫 函館バス株式会社代表取締役社長
村上 則好 株式会社北海道銀行常務執行役員函館支店長

2 開催状況

第1回 平成23年2月 2日（水）18：00～20：30

- 議題：(1) 委員および事務局紹介
(2) 行財政懇話会の概要説明
(3) 函館市の行財政の概要説明

第2回 平成23年3月22日（火）18：00～20：30

- 議題：(1) 行財政運営上の課題等

第3回 平成23年4月14日（木）18：00～19：30

- 議題：(1) 第2回懇話会の議論をもとに整理した分野別意見交換

第4回 平成23年5月24日（火）18：00～19：30

- 議題：(1) 新たな行財政改革に対する提言（案）

3 「函館市の行財政改革に関する提言書」（H24.1, 函館市財政再建推進会議）

函館市の行財政改革に関する提言書

函館市財政再建推進会議
平成24年1月

目 次

I はじめに	· · · · · 1
II 行財政改革の必要性	· · · · · 2
III 提 言	· · · · · 3
IV おわりに	· · · · · 10
V 参考資料	· · · · · 11

■ I はじめに

本会議は、函館市が厳しい財政を再建するための総合的な行財政改革プランを策定するに当たり、幅広く提言を行うことを目的に設置されたものであり、市の担当部局との意見交換も行いながら、活発な議論を重ねてきた。

函館市の財政状況については、多額の財源不足を起債と基金の取り崩しにより対応している状況であり、今後も市税や地方交付税の減少が見込まれる厳しい財政状況を踏まえれば、将来的に財政再生団体とならないためにも財政の健全化が喫緊の課題である。

本会議では、函館市行財政懇話会からの提言をもとに、これから行財政改革に対する基本姿勢や具体的な対策などについて議論を重ね、「行財政改革を推進するため」、「健全な財政運営のために」という観点を大きな柱として行財政全般にわたる聖域のない改革を計画的に進めることが必要不可欠であると考えた。

この提言書は、これまで6回にわたる会議での意見・提言をまとめたものであり、委員8人の財政再建への熱い思いと期待が込められていることから、函館市においては、提言の趣旨を十分に踏まえ、今後、厳しい社会経済情勢の中にあっても、持続可能な財政運営ができるよう、不断の改革を推進されることを強く望むものである。

平成24年1月11日
函館市財政再建推進会議
委員長 乳井英雄

■ II 行財政改革の必要性

行財政改革は、社会経済情勢の変化に応じて、時代の要請や市民ニーズに即応しながら、市民サービスを効率的かつ効果的に提供していくため、事業や組織機構などを見直していくものであり、行政が積極的に取り組むべき課題であると考える。

函館市においては、これまで昭和62年度を始期とする第1次行財政改革から、計画的に行財政改革を進めてきており、現在は平成20年度から平成24年度までを計画期間とする「函館市行財政改革新5か年計画」に取り組んできたところであるが、社会保障費の増加や市税の減少などにより依然として厳しい財政状況にあることから、今後においても間断なく行財政改革に取り組む必要がある。

全国的には、高齢化の急速な進行により、年金・医療・介護等の社会保障経費が急増し、その一方で人口減少はさらに進行することが予想されており、こうした状況は函館市も例外ではなく、市の人口は合併前の旧4町村を含め、昭和55年の34万5千人をピークに減少を続け、直近の平成22年国勢調査結果の27万9千人と比較すると30年間で6万6千人も減少している。また函館市の65歳以上の人口は平成22年度で27.5%となっており、平成17年国勢調査時の23.9%と比較しても急速に高齢化が進んでいることから、今後の函館市のまちづくりにとって大きく影響するものと考える。

函館市の財政状況を見てみると、昭和63年度以降の実質収支は黒字となっているが、平成9年度以降は財政調整基金などの基金の取り崩しや、時限措置で特例的に認められる退職手当債を活用しながらの財政運営であり、実質的な赤字体質といえる。ピーク時の平成7年度末で85億円あった財源調整のための基金残高が、平成22年度末には23億円まで減少してきていることや、退職手当債を活用したことによる、将来的な償還金の負担を考えれば、今後は、これまでのような財政運営を続けるのではなく、財政構造を早急に改善し、安定的で持続可能な財政運営を確立していく必要があると思われる。

こうしたことから、職員一人ひとりがこのような危機的状況の認識を共有するとともに、将来を見据えたより強力な行財政改革に早期に着手すべきである。

■ III 提 言

1 行財政改革を推進するために

(1) 目標の明確化

(提言 1) 徹底した財務分析を行い、計画的な財政運営を行うこと

行財政改革を進めるには、まずは、何が赤字要因となっているかなど、しっかりとした財務分析が必要であり、そのうえで財政見通しを立て、事業の見直しを進める必要がある。

計画の策定にあたっては、数値目標を掲げるとともに、どの年次に何をするのかといった具体的なプロセスを示すことが必要である。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 収支バランスのとれた財政運営となるよう具体的な数値目標を掲げること
- ・ 新たな行財政改革プランの策定に向け、人口減少や少子高齢化を見込んだ財政見通しを立てること
- ・ 行財政対策は、先送りすることなく計画的に行うこと

(提言 2) 市が自らも事業の検証・評価を行うこと

市の事業は、住民サービスの根幹を成すものであるが、その目的や目標を失ってはならないと考える。そのためにも事業が目的に沿っているのか、また目標を達成するための有効な手段となっているか、などについて市が自ら検証・評価すべきである。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 事業評価制度の導入を図ること

(2) 職員の意識改革と課題認識の共有化

(提言3) 市の財政状況や行財政改革の必要性などを、職員が強く認識すること

市職員の財政状況に対する認識の甘さが事業仕分けなどを通じて感じられる。他都市との徹底した比較分析を行いながら、行財政改革が必要な現状を職員全体で共有したうえで、行財政改革を進めていくという、職員の意識改革を進めることが必要である。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 市の財政状況や行財政改革の必要性などを、職員が意識を共有し積極的に取り組むこと
- ・ 部局ごとの予算や時間外勤務手当のほか、行財政改革の取組みなどについての情報を共有する「見える化」を進め、部局間において競争意識を高めるとともに、インセンティブを与えることも検討すること

(3) 市民との情報共有

(提言4) 市の予算や決算などの財政状況を市民にわかりやすく伝えること

行財政改革を進めるにあたっては、市民の協力も必要になってくると考える。そのためには、市と市民の相互理解を深めることが必要であり、市の情報を的確に、かつわかりやすく市民に伝えることが重要である。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 市民に伝えるポイントを絞るほか、ホームページをはじめ様々な方法を利用するなど広報の仕方を工夫し、情報発信力を高めること
- ・ 市の広報について市民の理解度を把握し、検証すること

2 健全な財政運営のために

(1) 歳入の増加、歳出の削減

(提言 5) 歳入増の対策を講じること

財政運営においては、歳入をしっかりと確保することが重要であると考える。税等の公平負担の観点による未収金への対応はもとより、様々な視点で歳入の増加策を講じる必要がある。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 市税のほか、国民健康保険料などの未収金に対し、適切な措置を講じ、収納率の向上に努めること
- ・ 庁舎や施設さらには遊休地の貸付け等、資産の有効活用を図るなど歳入の増加策を検討すること

(提言 6) 歳出減の対策を講じること

事務費や光熱水費などの内部経費についても徹底した削減が必要であり、こうした取組みを進めることにより職員の意識向上にも繋がるものと考える。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 備品・消耗品の調達方法等の見直しにより、経常経費全般にわたる節減を図ること
- ・ 節約のプロジェクトやキャンペーンの実施など、職員の意識向上や実践のための仕組みを検討すること
- ・ 使い切り的な予算執行を防止するため、厳格な予算管理を行うこと
- ・ 実績ベースでの予算措置を行うなど、経常予算の削減を図ること

(提言 7) 社会保障関係経費の適切な支出に努めること

社会保障関係経費は市の歳出の大きな部分を占めており、今後も増こうが見込まれることから、財政運営に与える影響も大きいため、適切な支出に努める必要がある。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 生活保護世帯の実態調査を行うなど、適切な社会保障関係経費の支出に努めること

(提言8) 補助金の見直しを進めること

事業仕分けを通じて、補助金の支出について明確な積算根拠や基準のないものも見受けられた。補助金の支出にあたっては、事業の公益性などを十分に精査し、透明性のある仕組みを構築することが必要である。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 補助金支出のための基本的な考え方を構築すること
- ・ 長年支出し、既得権化している補助金は、団体等の財務状況や公益性を踏まえ、改めて見直しを検討すること
- ・ 補助金の成果・効果を判定する仕組みを構築すること
- ・ 委託業務と補助対象業務の区分を明確にすること

(2) 職員数の削減や給与制度の見直しによる人件費の抑制

(提言9) 業務の見直しによる職員数の削減を図ること

職員数の削減には、現在の業務量を適切に把握することが必要である。そのうえで削減可能な場合は、削減するとともに、市がやるべき事と民間に委ねる事を明確にし、民間の活力を積極的に活用するなど、既存事業や業務の見直しを行い、職員の適正配置に努めることが必要である。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 現在の業務量を適切に把握すること
- ・ 不要不急業務の徹底した見直しを行い、職員数削減を図ること
- ・ 民間で行える業務は、積極的にアウトソーシングを進めること

(提言10) 紙与制度の見直しについて検討すること

市の紙与制度は人事院勧告に基づいているが、今後は、市独自で民間紙与調査を行うほか、各種統計資料も参考とするなど、早期に紙与水準の見直しを検討するとともに、職員のモチベーションやワーク・ライフ・バランスを考慮した紙与制度など、新たな視点からの弾力的な紙与制度への見直しが必要と考える。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 勤務評価と連動した紙与制度を構築すること
- ・ 時間外勤務の削減に向けた業務の見直しや、部局間での競争意識を高める取組みを検討すること
- ・ 業務の繁閑による紙与体系の導入について検討すること
- ・ 職員給与は民間調査を行うほか、各種統計資料も参考とするなどして、早期に、手当を含め、大胆な見直しを行うこと

(提言11) 横断的かつ効率的な組織の見直しを進めること

市の組織は、市民にとってわかりづらい面もあり、どちらかと言えば縦割りに感じられる。市の組織は横断的かつ効率的な組織にしていくことで、職員の意識を変え、市民サービスの向上に繋がるものと考える。

また、分野によっては、関係する民間団体と連携を強化することにより、より効率的な行政運営や効果的な施策展開が可能になると考える。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 市民の相談等に対するたらい回しを避け、横断的かつ効率的な組織の見直しを進めること
- ・ 本庁舎における各部の配置場所の見直しなどによる効率的な組織体制の構築を検討すること
- ・ 類似した業務を行う団体と連携し、効率的かつ効果的な行政運営を行うこと

(提言12) 職員の年齢構成のバランスをとること

職員数の削減により、職員の年齢構成にひずみが生じている。

将来的に安定的かつ効率的に行行政運営を行うためには、バランスの保たれた年齢構成が望ましいと考える。今後の行政運営に支障がないよう早急に改善を図る必要がある。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 職員数削減による退職者不補充により、職員の年齢構成が偏っており、将来の行政運営のため改善を図ること

(3) 選択と集中による改革

(提言13) 目的が達成されたものや目的にそぐわない事業を見直すこと

市の事業については、前例踏襲主義で行われていることが見受けられる。それぞれの事業が行政目的を達成するために必要なものであるかをしっかりと検証し、社会情勢に合わせ見直すことが必要である。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 事業仕分けを継続するとともに、仕分け結果を尊重した事業の見直しを行うこと
- ・ 市が自らも事業評価を行い、事業を見直すこと

(提言14) 公共施設は統廃合を含めた抜本的な見直しを行うこと

市内には、過去の市町村合併により同種の施設が散在しているほか、老朽化している施設も多い。これらの施設については利用実績や効率性などを検証し、統廃合を含めた抜本的な見直しが必要である。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 公の施設に対する抜本的見直しを行うためのあり方を策定すること
- ・ 支所機能については、利用実績や市民ニーズ等を考慮し、見直しを検討すること
- ・ 小中学校については、将来の児童・生徒数や配置場所を考慮し、計画的な統廃合を検討すること

(4) 財政や事業に対するチェック機能の導入

(提言15) 市の事業について、外部評価を含めた事業評価制度を導入すること

財政運営や事業の見直しには、いわゆるP D C AサイクルのC(チェック機能)が重要である。社会経済情勢に合わなくなつた事業を継続していたり、本来の目的とは違つた予算の使われ方をしている事業も見受けられる。こうしたことを改善するためのチェック機能が必要である。

《提言の実現に向けての視点》

- ・ 外部委員による行財政改革の進行管理を行うこと
- ・ 事業評価や行財政改革の進行管理は市民にも公表すること

3 その他

これまでの議論において、各委員の行政に対する意見が、まちづくりの分野にまで幅広くわたつた。函館市においては、行財政改革を進める一方で、深刻な人口減少に歯止めをかけ、さらには、地域経済を活性化し、市税の增收を図っていくことが必要と考え、次のとおり提言する。

(提言16) まちの活性化のための施策を講じること

不要不急業務の見直しを進めるなかで、まちの活性化や経済の再生につながる企業誘致や起業家支援など、将来を見据えた施策展開が必要である。

■IV おわりに

今回の財政再建推進会議では、6回にわたる会議の中で、委員から出された具体的な視点に基づき、16項目の提言にまとめたものである。

限られた時間の中での議論になったことから、十分議論を尽くせなかつた面はあるが、個別の提言については、委員それぞれの経験や専門性等が十分に反映されているものと考える。

新たな行財政改革プランを策定する際には、この提言を参考に行財政運営全般にわたる計画を取りまとめていただきたいと思うが、重要なことは、職員一人ひとりが、行財政改革の重要性を認識し、自発的に行動することであると感じている。

先行きの見えない社会経済情勢の中、我々委員も、提言に基づき策定されるプランについて進捗状況を引き続き注視し、市の発展のために議論していくたいと考えている。

■ V 参考資料

1 委員名簿 ※五十音順 敬称略

岩塚 晃一 函館タクシー株式会社代表取締役社長
近 伸子 市民公募
阪口あき子 株式会社シンプルウェイ代表取締役
佐藤たみ子 株式会社アイスタイル代表取締役
高地 保之 高地保之税理士事務所所長
乳井 英雄 函館大谷短期大学教授（委員長）
西村 淳 函館大学商学部准教授（副委員長）
長谷川克雄 市民公募

2 開催状況

第1回 平成23年 9月 6日（火）18：00～20：00

- 議題：(1) 市長挨拶
(2) 委員および事務局紹介
(3) 市長との懇談
(4) 委員長、副委員長の互選
(5) 会議の目的、スケジュール等説明
(6) 「行財政懇話会提言書」、「函館市の財政状況」、これまでの行財政改革等の説明

第2回 平成23年10月18日（火）18：00～20：00

- 議題：(1) 事業仕分け第1・第2クール結果報告
(2) 「財政見通し」・「市政運営の課題」について
(3) 意見交換等

第3回 平成23年11月15日（火）18：00～19：45

- 議題：(1) 第2回会議の論点整理
(2) 「委員長進行メモ」についての議論①

第4回 平成23年11月30日（水）18：30～20：00

- 議題：(1) 事業仕分け第3クール結果報告
(2) 第3回会議の論点整理
(3) 「委員長進行メモ」についての議論②

第5回 平成23年12月16日（金）18：00～19：30

- 議題：(1) これまでの意見の体系化についての議論

第6回 平成23年12月27日（火）18：00～19：50

- 議題：(1) 「提言書（案）」について

函館市財政再建推進会議設置要綱

(目的および設置)

第1条 新たな行財政改革を進めるうえで、総合的なプラン策定にかかる、具体的な取り組みについて検討・協議し、市長への提言およびプランの進行管理等をすることを目的に函館市財政再建推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、行財政全般の課題および改善方策等について調査・審議し、市長へ提言を行う。

- 2 策定した行財政改革プラン等の進捗状況について、逐次報告を受け、市長へ必要な提言を行う。
- 3 その他、効率的な行財政運営の推進に関し、市長が必要と認める事項について調査・研究し、市長に提言を行う。

(委員)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。なお、委員のうち2人は、公募によるものとする。

- 2 公募以外の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 経営分析等に精通する者
 - (3) 企業経営に参画する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(組織)

第5条 会議に委員長1人および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月22日から施行する。
- 2 函館市行財政懇話会設置要綱は廃止する。

函館市の補助金のあり方に関する提言書

函館市補助金のあり方検討委員会
平成24年10月

目 次

I はじめに	· · · · · 1
II 補助金の役割	· · · · · 2
III 提 言	· · · · · 3
IV おわりに	· · · · · 8
V 参考資料	· · · · · 9

I はじめに

函館市の財政は、人口減少による市税や地方交付税の減収のほか、少子高齢化による社会保障関係費の増加が見込まれるなど、今後においても、厳しい状況は当面続くものと考えられる。

このような状況のなか、本委員会は、行財政改革の一環として、函館市の補助金全体のあり方について、検討・協議し、統一した基準やルールづくりなどの提言を行うことを目的に設置されたものである。また、各委員は、昨年、補助金の事業仕分けを行っており、市補助金の実態を把握していることから、補助金の事務を変えるのではなく、システムを変えるという意識で闊達な議論を重ねた。

市では、これまで補助金について、多角的な視点で、内部による見直しを行ってきたほか、包括外部監査や事業仕分けによる指摘についても、あわせて見直しているところであるが、現時点においては、見直しが不十分である。

本委員会では、補助金について、事業内容を的確に把握したうえで、客観的な基準のもと支出されるべきものであるが、支出後の費用対効果などの検証が全くされていないことから、抜本的に見直すべきであると考えた。

また、積算基準などが曖昧になっている補助金や既得権化している補助金があることから、公平性が図られるよう要綱などの規定を定めるほか、場合によっては、包括的な規則である「補助金等交付規則」を改正し、統一した根拠規定の整備が必要であると考えた。

この提言書は、これまで補助金の見直しについて、指摘されてきたことの不断の見直しを進めていくため、具体的な仕組みを、ここにとりまとめたものである。

平成24年10月22日
補助金のあり方検討委員会
委員長 奥平 理

II 補助金の役割

市民ニーズが多様化し、地域における市民活動が活発化するなか、市民と行政が信頼関係を保ちつつ、市民の自主性・自立性を損なわない範囲で市民活動を補助する必要性はますます高まっている。

補助金は、行政を補完し、公共の福祉を増進させるうえで、有効な役割を果たしており、その意義は大きく、今後も重要な意味を有していることは変わらない。

一方、社会情勢の変遷に応じて、公益上の必要性や行政推進上の有効性が変化してきたところであるものの、現時点においても、既得権化しているものや補助を開始した当時の事業としての必要性が薄れてきているものなど、補助目的や効果が有効なのか、改めて客観的な視点で見直す必要がある。

本来、補助とは、あくまでも行政の行う業務ではなく補助団体が自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であることから、そのことを補助事業者は認識し、誠実に実施するとともに、市としても職員一人ひとりが共通認識に立ち、前年踏襲にとらわれることなく、適正で効果的な補助金の執行に努めるべきである。

III 提　　言

1　統一したルールづくり

(1) 公益性

補助金の交付は、地方自治法第232条の2の規定する「公益上必要のある場合」に限られており、公益性が絶対条件であることから、函館市としての定義を定めるべきである。

《具体的な手法》

- ・次の内容を盛り込んだ「公益性」の定義を明文化すべきである
 - ① 特定の者のみの利益に供するものではなく、広く市民生活の向上に貢献する事業であること
 - ② 市民ニーズが高い事業であること

(2) 必要性

補助金を支出している側が事業内容を的確に把握していないことから、要望、申請、実績報告時に、これまで以上に事業内容等の確認を徹底し、補助すべき必要性があるかどうか判断すべきである。

《具体的な手法》

- ・過去の実績などを参考に補助金の適正化を確認するとともに、事業内容を的確に把握できる調査書を作成し、チェック体制を強化すべきである

(3) 公平性

特定の団体の補助金が高額になっているなど、積算基準などの規程が曖昧であることから、統一した規程を整備し、公平性を図るべきである。

《具体的な手法》

- ・要綱のない補助金は要綱を制定するほか、場合によっては、包括的な規則である補助金等交付規則を改正するなど、全ての補助金の原理原則を明確に定めるべきである
- ・原則として、補助割合は $1/2$ を上限とすべきである
- ・原則として、繰越金は認めないものの、繰越金が生じた場合は、理由を明確にし、翌年度の補助金を減額または廃止すべきである

(4) 補助事業者の自主性

補助事業者は補助金への依存心を強め、自らの手で運営を行う姿勢が希薄になることから、一定期間を支援した後に自立させるため、補助金の終期を設けるべきである。

《具体的な手法》

- ・既得権化を防ぐため、原則として、終期を定め期限到達時にはゼロベースから見直しをするべきである
- ・本来、自主財源を確保し自立した運営を行うべきであることから、収入確保や効率的な運営が行われているか検証すべきである

(5) 透明性

補助金の使途について公表されていないことから、補助金の執行が市民にも客観的に分かりやすく、理解が得られるよう情報公開に努めるべきである。

《具体的な手法》

- ・市ホームページにおいて、実績報告書など公表すべきである

(6) 有効性

補助した事業の効果検証が全くされていないことから、補助金額に見合う効果を十分に把握すべきである。

《具体的な手法》

- ・具体的な数値など、費用対効果を把握する調査書を作成し、チェック体制を強化すべきである

2 第三者委員会の設置

補助した事業の効果検証が全くされていないことから、補助を支出した費用対効果などを検証する仕組みをつくるべきである。

《具体的な手法》

- ・補助金をチェックするため、外部の視点による「公益性の判断」や「費用対効果の検証」など活発な議論が展開できる第三者委員会を設置すべきである

3 区分ごとの提言

(1) 国・道の制度に基づく補助金

- ・国・道の制度であっても補助の有無は検討すべきであり、場合によっては、第三者委員会で評価すべきである
- ・市独自の上乗せ補助金は、その必要性を明確にすべきである

(2) 条例・規則・要綱に基づく補助金

- ・補助割合や細かい規定などを盛り込んだ要綱等にすべきである

(3) 団体運営補助金

- ・団体運営補助と事業費補助が混在している補助金は、明確に分け、整理すべきである

(4) まつり・イベント・大会補助金

- ・補助した団体から他の団体に対して迂回している補助金は見直すべきである
- ・自主自立をするための立ち上げ当初の支援であることから、自主自立ができない場合、補助を打切る選択も考えるべきである

IV おわりに

今回の補助金のあり方検討委員会では、6回にわたる委員会の中で、委員から出された具体的な意見に基づき、提言をとりまとめたものである。

限られた時間の中での議論になったことから、議論を尽くしきれなかった面はあるが、提言内容については、委員それぞれの経験や専門性等が十分に反映されているものと考える。

今後、この提言を参考にガイドラインを作成していただきたいと思うが、市はもちろん、補助事業者においても、補助金は市民からいただいた貴重な税金であることを改めて認識し、公正かつ効率的に使用されるよう適正な補助金の執行に努めるとともに、積極的に説明責任を果たすべきである。

先行きの見えない社会経済情勢のなか、我々委員も、提言に基づき策定されるガイドラインについて進捗状況を引き続き注視していくと考えている。

V 参考資料

1 委員名簿 ※五十音順 敬称略

淺木 洋祐 北海道教育大学准教授 (副委員長)
奥平 理 函館工業高等専門学校准教授 (委員長)
佐藤たみ子 株式会社アイスタイル代表取締役
高地 保之 高地保之税理士事務所所長
寺井慎一郎 函館自動車工業株式会社代表取締役

2 開催状況

第1回 平成24年5月18日（金）18：00～19：30

- 議題：(1) 財務部長挨拶
(2) 委員および事務局紹介
(3) 委員会の概要説明
(4) 委員長、副委員長の互選
(5) 函館市の補助金について
(6) 委員会の今後の進め方について

第2回 平成24年6月26日（火）18：00～19：40

- 議題：(1) 前回要求した資料の説明
(2) 委員会の今後の進め方について
(補助金の具体的な事例について説明)

第3回 平成24年7月23日（月）18：30～20：10

- 議題：(1) 前回要求した資料の説明
(2) 補助金の具体的な事例について説明
(3) 委員会の今後の進め方について

第4回 平成24年9月4日（火）18：00～19：30

- 議題：(1) 前回要求した資料の説明
(2) 提言（案）について

第5回 平成24年9月26日（水）18：00～19：15

- 議題：(1) 前回要求した資料の説明
(2) 提言（案）について

第6回 平成24年10月22日（月）15：30～15：45

- 議題：(1) 提言（案）について

函館市補助金のあり方検討委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 函館市の補助金全体のあり方について検討・協議し、市長への提言することを目的に函館市補助金のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、補助金のあり方について調査・審議し、市長へ提言を行う。
2 その他、補助金のあり方に関し、市長が必要と認める事項について調査・研究し、市長に提言を行う。

(委員)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 経営分析等に精通する者
(3) 企業経営に参画する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任することができる。

(組織)

第5条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。
2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 委員長は、委員会の議長となる。
4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

新たな行財政改革プラン（素案）

平成24年3月

函 館 市

1 今後の財政見通し

※

平成24年度当初予算を基に、歳入歳出の各費目毎に一定の条件を設定し、算出した平成28年度までの財政見通しでは、人口減少による市税や地方交付税の減が見込まれるほか、社会保障関係費の増加により、毎年12億円から29億円の財源不足が生じ、さらに、今後見込まれる新たな行政需要を勘案すると、毎年16億円から33億円の財源不足となることが見込まれます。（詳細は別紙）

【財政の中期的な見通し【一般会計】】

(単位:百万円)

区分		H24	H25	H26	H27	H28
歳出	人件費	20,283	19,068	18,658	18,484	18,286
	扶助費等	38,146	38,909	39,687	40,481	41,291
	公債費	14,625	14,413	14,050	13,807	13,587
	普通建設事業費	8,139	11,769	10,398	11,127	8,737
	その他	44,319	44,844	44,960	45,168	45,258
	計	125,512	129,003	127,753	129,067	127,159
歳入	市税	31,455	31,298	31,142	30,986	30,831
	地方交付税	35,847	35,779	35,739	35,476	34,237
	臨時財政対策債	4,718	4,718	4,718	4,718	4,718
	市債	4,280	8,348	7,193	8,277	6,145
	その他	47,212	47,321	47,737	47,838	48,359
	計	123,512	127,464	126,529	127,295	124,290
現行制度による財源不足 a		△ 2,000	△ 1,539	△ 1,224	△ 1,772	△ 2,869

新たな行政需要 b	0	400	400	400	400
-----------	---	-----	-----	-----	-----

財源不足計 a-b	△ 2,000	△ 1,939	△ 1,624	△ 2,172	△ 3,269
-----------	---------	---------	---------	---------	---------

※主な設定条件：①人件費・・・・職員数は現員、24年度予算を基本とし、伸率0%で算出した。

②扶助費等・・・現行制度を基本に、過去の推移や地域経済状況などを考慮し、2%の伸びを見込んだ。

③普通建設事業費・24年度予算を基本とし、アリーナ整備などの新規事業を見込み算出した。

④市税・・・・25年度以降は、過去の推移や地域経済状況を考慮し、毎年△0.5%の伸び率とした。

⑤地方交付税・・・24年度の計上額を基本に、25年度以降は人口減少の影響額、

27年度以降は合併算定終了の影響額をそれぞれ見込んだ。

また、特別交付税は24年度計上額と同額で見込んだ。

2 プランの目標

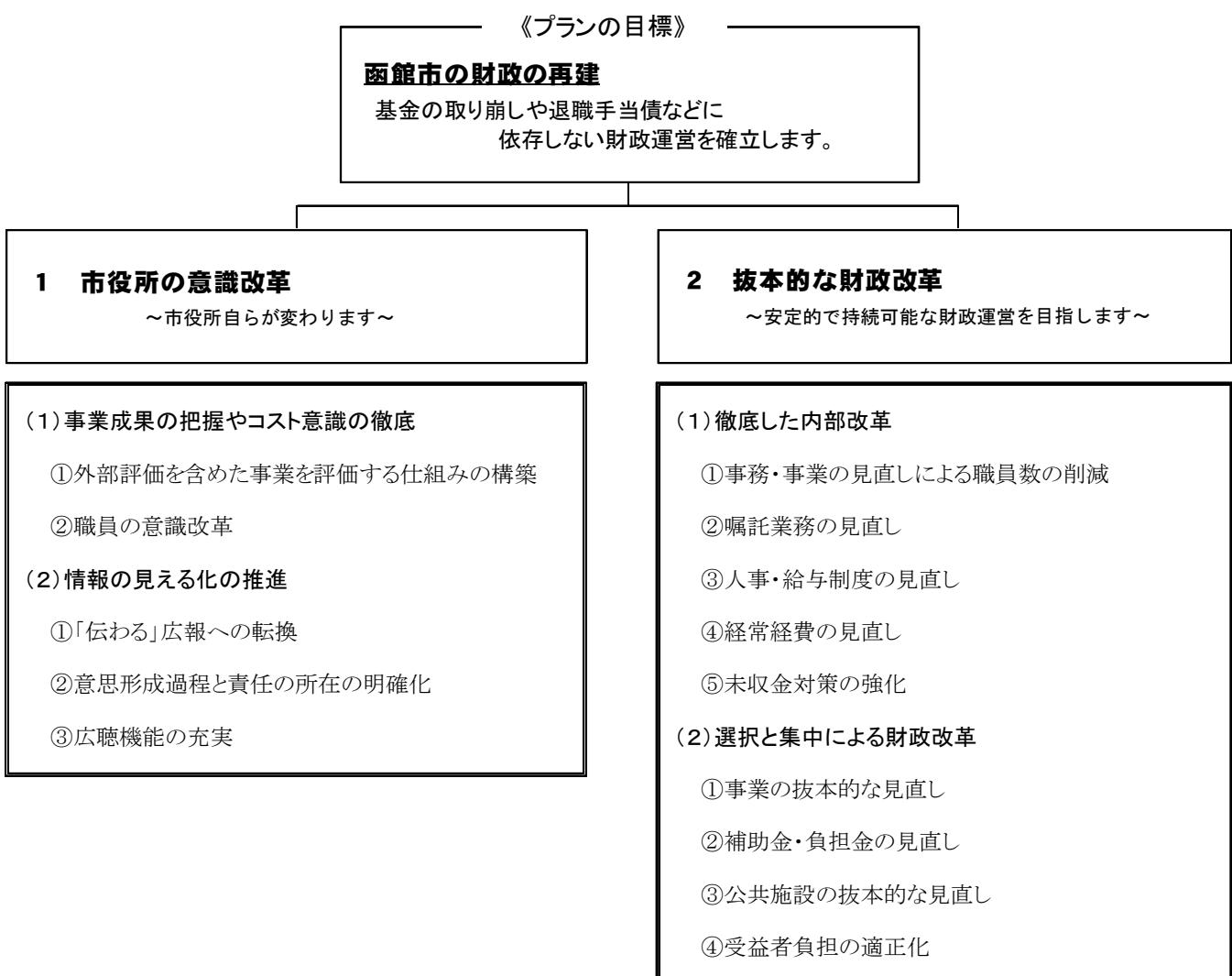
目標：函館市の財政の再建

これまでの行財政改革では、職員数の削減や事務事業の見直しを積極的に進め、効果額は計画を上回る実績となっていますが、市税の減少や社会保障費の増加などから市の財政状況は依然として赤字体质が続いています。

そのため、本プランにおいては、大胆な行財政改革を断行していくため、財政再建に必要な数値目標を示した財政計画（財政見通し）を策定することとします。

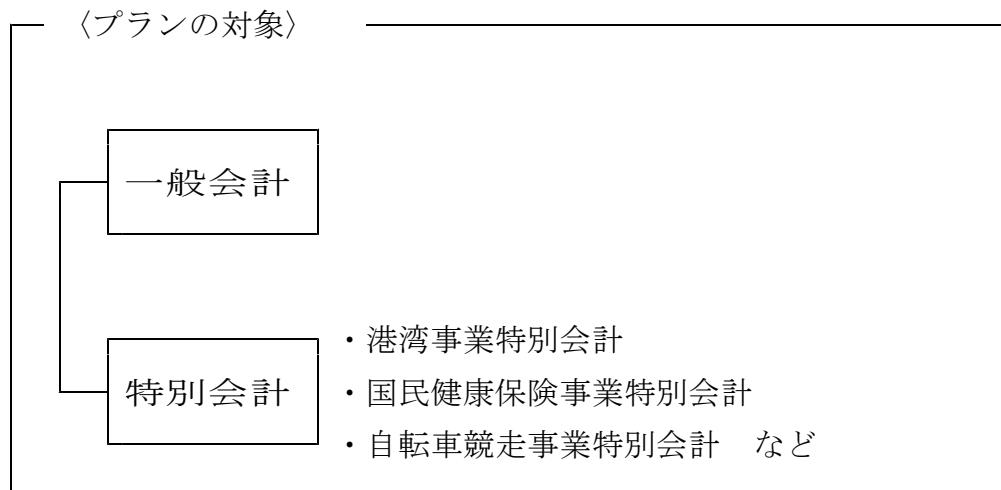
また、毎年度、その財政計画と予算を比較・検証するなどし、プランの取り組みを着実に進めることで、プランの期間内において、基金の取り崩しなどに頼らない財政運営を目指します。

3 プランの体系



4 プランの対象となる会計の範囲

本プランの対象は、一般会計のほか特別会計とし、公営企業会計においては、既に策定している独自の改革計画等を継続して取り組みます。



5 プランの計画期間

本プランの計画期間は平成24年度から平成28年度までの5年間とし、中間年である平成26年度予算においては、基金の取り崩しなどに頼らない、赤字体質を解消した財政状況となることを目標とします。



6 プランの取組項目

1 市役所の意識改革 ~市役所自らが変わります~

(1) 事業成果の把握やコスト意識の徹底

① 外部評価を含めた事業を評価する仕組みの構築

社会経済情勢に適合しない事業や、本来の目的とは違った予算の使われ方をしている事業を見直すため、チェック機能として、事業を評価する仕組みを構築します。

② 職員の意識改革

職員が常にコスト意識を持ち、行財政改革が必要な現状を全体で共有したうえで、行財政改革を進めます。

(2) 情報の見える化の推進

① 「伝わる」広報への転換

行財政改革を進めるためには、市民の協力も必要になります。そのためには、市と市民の相互理解を深めることが必要であり、何よりも市の情報を適切に、かつわかりやすく市民に伝える広報を目指します。

② 意思形成過程と責任の所在の明確化

誰が、いつ、どこで、何を決めたのか、といった市の意思形成過程と責任の所在を明らかにし、行政の透明化を進めます。

③ 広聴機能の充実

より多くの市民の声を把握し、行政に反映していくため、広聴機能の充実を図ります。

2 抜本的な財政改革 ~安定的で持続可能な財政運営を目指します~

(1) 徹底した内部改革

① 事務・事業の見直しによる職員数の削減

事務事業の徹底した見直しやアウトソーシングにより、職員数の削減を進めます。

② 嘱託業務の見直し

事業の見直しやアウトソーシングにより、嘱託職員数を見直します。

③ 人事・給与制度の見直し

民間と整合のとれた給与体系とするほか、職員のモチベーションやワーク・ライフ・バランスを考慮した人事・給与制度へ見直します。

④ 経常経費の見直し

事務費や光熱水費などの内部経費や経常経費についても、徹底した見直しを行い、経費を削減します。

⑤ 未収金対策の強化

市税や各種保険料等の徴収体制を強化します。

(2) 選択と集中による財政改革

① 事業の抜本的な見直し

事業仕分けや事業評価の結果などを踏まえながら、抜本的に事業を見直します。

② 補助金・負担金の見直し

長年にわたり交付され既得権化している補助金や、利用者が少ないなど市民ニーズと合致しない制度補助金などについて、公益性などを勘案し、外部委員の意見も参考にしながら見直します。

③ 公共施設の抜本的な見直し

老朽化している施設や同種の施設について、利用実績や効率性などを検証したうえで、統廃合を含め、抜本的に見直します。

④ 受益者負担の適正化

行政コストなどを勘案した受益者負担の適正化により、各種手数料等を見直します。

7 対策の効果額および取り組み後の収支（見込み）

本プランでは、「徹底した内部改革」、「選択と集中による財政改革」を柱とした対策を積極的に進め、平成26年度以降は、基金に頼らない財政運営を目指します。

【財政の中期的な見通し【取り組み後】】

(単位:百万円)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	備考
財源不足額:A	△ 2,000	△ 1,939	△ 1,624	△ 2,172	△ 3,269	
行財政効果額:B	(2,922)	1,400	1,900	2,350	3,500	
徹底した内部改革	(2,049)	1,250	1,750	2,050	2,350	総人件費の削減、市税等の徴収体制の強化など
選択と集中による財政改革	(873)	150	150	300	1,150	事業や補助金の見直し、使用料・手数料の見直しなど
基金等の活用額:C	2,000	600				
取り組み後の収支:A+B+C	0	61	276	178	231	

現行制度などに基づく試算の算出要領および財政の中期的
見通しの詳細（参考）

1 現行制度などに基づく試算の算出要領

区 分		算 出 の 条 件
歳 出	人 件 費	職員数は現員、24年度予算を基本とし、伸率0%で算出した。 また、退職手当は想定される人員を見込んだ。
	扶 助 費 等	現行制度を基本に、過去の推移や地域経済状況などを考慮し、2%の伸びを見込んだ。
	公 債 費	市債発行の見込みに基づき算出した。
	經 常 費	24年度予算を基本として見込んだ。
	繰 出 金	各特別会計の収支見込みに基づき算出した。
	公営企業繰出金	繰出基準等に基づき算出した。
	補 助 費 等	24年度予算を基本とし、後期高齢者療養給付費負担金は一定の伸びを見込んだ。
	貸 付 金	24年度予算を基本として見込んだ。
	普通建設事業費	24年度予算を基本とし、アリーナ整備などの新規事業を見込み算出した。
	そ の 他	臨時事務・行事費、予備費などを見込んだ。
歳 入	市 稅	25年度以降は、過去の推移および地域経済状況を考慮し、毎年△0.5%の伸び率とした。
	譲与税・交付金	24年度計上額と同額とした。
	地 方 交 付 税	普通交付税は、24年度の計上額を基本に、25年度以降は人口減少の影響額、27年度以降は合併算定終了の影響額をそれぞれ見込んだ。 また、特別交付税は、24年度計上額と同額で見込んだ。
	臨時財政対策債	24年度計上額と同額で見込んだ。
	使用料負担金等	24年度計上額と同額で見込んだ。
	国 道 支 出 金	過去の推移をもとに、扶助費等や事業費の財源を見込んだ。
	財 产 収 入	基金運用収入、土地売払収入等を見込んだ。
	貸 付 金 返 還 金	24年度計上額と同額で見込んだ。
	繰 入 金	公共施設整備等基金や果実型基金の取り崩しを見込んだ。
	市 債	事業費の財源として、現行制度で見込んだ。
そ の 他		寄付金や受託収入等を見込んだ。

※ 本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上した計数は、今後の社会経済の情勢や地方財政計画等の動向により変動するものである。

2 財政の中期的な見通し（一般会計）

(1) 現行制度などに基づく試算

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	決算	6月補正後予算	2月補正後予算	予算	伸率	
歳出	人件費	21,614	21,909	21,571	20,283	△ 7.4
	職員給与費等	18,693	18,495	17,970	16,738	△ 9.5
	退職手当	2,921	3,414	3,601	3,545	3.8
	扶助費等	36,187	37,726	37,889	38,146	1.1
	公債費	14,069	14,755	14,647	14,625	△ 0.9
	長期債(通常分)等	13,776	14,233	14,142	13,923	△ 2.2
	長期債(退手債等)	293	522	505	702	34.5
	経常費	12,569	12,831	12,942	12,772	△ 0.5
	繰出金	9,513	9,340	9,330	9,647	3.3
	公営企業繰出金	5,104	5,738	7,769	4,826	△ 15.9
	補助費等	7,425	8,037	8,062	7,673	△ 4.5
	貸付金	5,363	7,270	4,985	6,877	△ 5.4
	普通建設事業費	10,253	10,846	10,875	8,139	△ 25.0
歳入	その他の歳出	3,635	4,475	4,732	2,524	△ 43.6
	歳出計	125,732	132,927	132,802	125,512	△ 5.6
	市税	32,343	31,955	32,297	31,455	△ 1.6
	譲与税・交付金	4,701	4,368	4,313	4,103	△ 6.1
	地方交付税	36,461	36,271	35,478	35,847	△ 1.2
	臨時財政対策債	5,821	4,651	4,709	4,718	1.4
	小計	79,326	77,245	76,797	76,123	△ 1.5
	使用料負担金等	4,014	3,914	3,914	4,068	3.9
	国道支出金	30,813	31,531	31,739	30,049	△ 4.7
	財産収入	292	582	438	519	△ 10.8
	貸付金返還金	5,241	7,352	5,067	6,984	△ 5.0
	繰入金	314	874	3,809	614	△ 29.7
	市債 (臨時財政対策債除く)	4,670	6,388	6,430	4,280	△ 33.0
	その他の歳入	2,171	1,941	2,108	875	△ 54.9
	歳入計	126,841	129,827	130,302	123,512	△ 4.9
	歳入歳出差引額 a	1,109	△ 3,100	△ 2,500	△ 2,000	

(2) 新規施策

新規施策(一般財源) b					
財源過不足額合計 a-b= c	1,109	△ 3,100	△ 2,500	△ 2,000	

(単位：百万円、%)

平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
試 算	伸率						
19,068	△ 6.0	18,658	△ 2.2	18,484	△ 0.9	18,286	△ 1.1
16,518	△ 1.3	16,404	△ 0.7	16,333	△ 0.4	16,271	△ 0.4
2,550	△ 28.1	2,254	△ 11.6	2,151	△ 4.6	2,015	△ 6.3
38,909	2.0	39,687	2.0	40,481	2.0	41,291	2.0
14,413	△ 1.4	14,050	△ 2.5	13,807	△ 1.7	13,587	△ 1.6
13,532	△ 2.8	13,179	△ 2.6	12,863	△ 2.4	12,654	△ 1.6
881	25.5	871	△ 1.1	944	8.4	933	△ 1.2
12,772	0.0	12,772	0.0	12,862	0.7	12,872	0.1
9,954	3.2	9,989	0.4	9,996	0.1	9,929	△ 0.7
4,978	3.1	4,991	0.3	5,034	0.9	5,111	1.5
7,739	0.9	7,807	0.9	7,875	0.9	7,945	0.9
6,877	0.0	6,877	0.0	6,877	0.0	6,877	0.0
11,769	44.6	10,398	△ 11.6	11,127	7.0	8,737	△ 21.5
2,524	0.0	2,524	0.0	2,524	0.0	2,524	0.0
129,003	2.8	127,753	△ 1.0	129,067	1.0	127,159	△ 1.5
31,298	△ 0.5	31,142	△ 0.5	30,986	△ 0.5	30,831	△ 0.5
4,103	0.0	4,103	0.0	4,103	0.0	4,103	0.0
35,779	△ 0.2	35,739	△ 0.1	35,476	△ 0.7	34,237	△ 3.5
4,718	0.0	4,718	0.0	4,718	0.0	4,718	0.0
75,898	△ 0.3	75,702	△ 0.3	75,283	△ 0.6	73,889	△ 1.9
4,068	0.0	4,068	0.0	4,068	0.0	4,068	0.0
30,252	0.7	30,761	1.7	31,154	1.3	31,667	1.6
519	0.0	519	0.0	519	0.0	519	0.0
6,984	0.0	6,984	0.0	6,984	0.0	6,984	0.0
512	△ 16.6	412	△ 19.5	112	△ 72.8	112	0.0
8,348	95.0	7,193	△ 13.8	8,277	15.1	6,145	△ 25.8
883	0.9	890	0.8	898	0.9	906	0.9
127,464	3.2	126,529	△ 0.7	127,295	0.6	124,290	△ 2.4
△ 1,539		△ 1,224		△ 1,772		△ 2,869	

400		400		400		400	
△ 1,939		△ 1,624		△ 2,172		△ 3,269	

6 「新たな行財政改革プランにおける具体的な取り組み項目について」(H24. 7)

新たな行財政改革プランにおける 具体的な取り組み項目について

平成24年7月
函館市

■本取り組み項目の位置づけ

本取り組み項目は、3月に策定した「新たな行財政改革プラン（素案）」で掲げた項目を具現化するための対策として、現在、市内部で検討・協議しているものである。

今後は、これらの項目について、市議会などからの意見を踏まえ、取捨選択とともに、これらに示した項目以外のものであっても、必要に応じ検討・協議し、9月に策定を予定している「新たな行財政改革プラン（原案）」に向けて、掲載する項目を最終的に決定していく予定である。

※プラン策定スケジュール（案）

- ・3月下旬 プラン素案の公表
- ・**7月上旬 取り組み予定項目の公表**
- ・9月下旬 プラン原案の策定
- ・10月 パブリックコメント（意見公募）手続きの実施
- ・11月以降 プランの成案化

1 市役所の意識改革

(1) 事業の成果の把握やコスト意識の徹底

①外部評価を含めた事業を評価する仕組みの構築

社会経済情勢に適合しない事業や、形骸化している事業などを見直すため、チェック機能として、事業を評価する仕組みを構築します。

《主な取り組み項目（案）》

- ・外部評価を含めた事業を評価する仕組みの構築と実施
- ・事業仕分けの実施

②職員の意識改革

職員が常にコスト意識を持ち、行財政改革が必要な現状を全体で共有したうえで、行財政改革を進めます。

《主な取り組み項目（案）》

- ・財政状況や予算執行状況など庁内の情報共有化の徹底
- ・部局運営方針の周知徹底と効果的な活用
- ・職員意見を反映、共有する仕組みの構築
- ・その他職員意識改革につながる取り組み

(2) 情報の見える化の推進

①意思形成過程と責任の所在の明確化

誰が、いつ、どこで、何を決めたのか、といった市の意思形成過程と責任の所在を明らかにし、行政の透明化を進めます。

《主な取り組み項目（案）》

- ・内部仕分けの公表
- ・政策会議等の会議要旨の公表
- ・職員団体等との交渉概要の公表

②広報・広聴機能の充実

行財政改革を進めるためには、市民の協力も必要になります。そのためには、市民と市の相互理解を深めることが重要であることから、これまで以上に市民に「伝わる」広報を目指すとともに、より多くの市民の声を把握し、行政に反映していくための広聴機能の充実を図ります。

《主な取り組み項目（案）》

- ・効果的な広報・広聴戦略の検討、実施

2 抜本的な財政改革

(1) 徹底した内部改革

①事務事業の見直しによる職員数の削減

事務事業の徹底した見直しやアウトソーシングにより、職員数の見直しを進めます。

ア アウトソーシングによる職員数の削減

公立保育園後期民営化計画に基づく保育園の民営化を推進するほか、各種業務の委託化や指定管理者制度の導入を図ります。

《主な取り組み項目（案）》

- ・保育園の民営化
- ・道路維持業務の委託化の拡大
- ・給食調理業務の委託化の拡大
- ・公民館の指定管理者制度の導入
- ・縄文文化交流センターの指定管理者制度の導入
- ・直営施設の指定管理者制度導入の検討
- ・学校用務員業務（学校校舎等環境整備業務）の委託化の検討
- ・その他業務のアウトソーシングの検討

イ 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

市民サービスや業務の効率の向上を図るため、事務事業の見直しや組織機構の見直しを行い、職員数の見直しを図ります。

《主な取り組み項目（案）》

- ・消防組織機構の再編
- ・中央省庁等への職員派遣の見直し
- ・はこだて未来大学事務局職員のプロパー化の推進
- ・経済部局の再編の検討
- ・建設部局の再編の検討
- ・小中学校の統廃合の検討
- ・市立幼稚園のあり方の検討
- ・新たな行政需要や市民ニーズへの対応による体制の強化
- ・その他事務事業・組織機構の見直し

②嘱託業務の見直し

嘱託職員の効率的な配置を図るとともに、嘱託業務の委託化や廃止などの検討も進めます。

《主な取り組み項目（案）》

- ・老人福祉センターの指定管理者制度の導入
- ・児童館の指定管理者制度導入の検討
- ・地区図書室のあり方の検討
- ・その他嘱託業務の委託化などの検討

③人事・給与制度の見直し

地域の民間給与と整合を図るとともに、職責に応じたメリハリのある給与体系を構築するほか、退職手当や各種手当の見直し、人事評価制度の導入など、人事・給与制度の見直しを進めます。

《主な取り組み項目（案）》

- ・地域民間給与の実態調査と新たな給与体系の構築
- ・退職手当や各種手当の見直し
- ・人事評価制度の運用と給与への反映
- ・再任用制度の導入
- ・その他人事・給与制度の見直し

④経常経費の見直し

事務費や光熱水費、庁舎維持管理費などの内部経費や経常経費についても、徹底した見直しを進めます。

《主な取り組み項目（案）》

- ・ごみ・し尿処理手数料徴収事務所要経費の見直し
- ・庁内維持管理費の見直し
- ・啓発・PR関係経費の見直し
- ・その他シーリングによる経常経費の削減

⑤未収金対策の強化

市税・各種保険料等の収納率向上を図ります。

《主な取り組み項目（案）》

- ・差押の強化
- ・口座振替対象金融機関の拡充
- ・徴収組織体制の強化

(2) 選択と集中による財政改革

①事業の抜本的な見直し

事業仕分けや事業の成果の検証などを踏まえ、抜本的な見直しを進めます。

《主な取り組み項目（案）》

- ・函館圏公立大学広域連合負担金の見直し
- ・地域情報化推進費（北海道電子自治体共同システム関係経費）の見直し
- ・電子計算機運用経費の見直し
- ・総合福祉センター委託料の見直し
- ・心身障害者扶養共済制度加入助成金の見直し
- ・重度心身障害者等タクシー利用助成の見直し
- ・慰靈堂（青少年ホール）の管理運営の見直し
- ・公衆トイレ維持管理費の見直し
- ・産業支援センター管理委託料の見直し
- ・研究開発事業委託料の見直し
- ・観光案内所の見直し
- ・住宅都市施設公社委託料の見直し
- ・フラワーバスケット関係経費の見直し
- ・西部地区歴史的町並み基金事業の見直し
- ・社会教育施設等管理委託料の見直し
- ・青少年研修センター管理委託料の見直し
- ・湯川海水浴場およびスケート場のあり方の検討
- ・その他事業の見直し

②補助金・負担金の見直し

長年にわたり交付され続けている補助金や市民ニーズと合致しない補助金などについて、公益性を勘案するとともに、外部委員による委員会の意見も参考にしながら見直しを進めます。

《主な取り組み項目（案）》

- ・ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金の見直し
- ・北海道国際交流センター運営費補助金の見直し
- ・水産・海洋产学連携促進補助金の見直し
- ・国際交流事業活動補助金の見直し
- ・社会福祉施設等整備費補助金の見直し
- ・住宅都市施設公社補助金の見直し
- ・西部地区ヤングカップル住まいリング補助金の見直し
- ・文化・スポーツ振興財団補助金の見直し
- ・その他「補助金のあり方検討委員会」の議論による見直し
- ・各種団体への負担金の見直し

③公共施設の抜本的な見直し

老朽化している施設や類似している施設について、利用実績や効率性などを検証し、統廃合や民営化・委託化などの抜本的な見直しを進めます。

《主な取り組み項目（案）》

- ・産学官交流プラザの譲渡の検討
- ・臨海研究所のあり方の検討
- ・保育園の民営化（再掲）
- ・老人福祉センターの指定管理者制度の導入（再掲）
- ・児童館の指定管理者制度導入の検討（再掲）
- ・老人デイサービスセンターの民営化の検討
- ・職業訓練センターのあり方の検討
- ・ホテル恵風、灯台資料館のあり方の検討
- ・ホテルひろめ荘、南かやべ保養センターのあり方の検討
- ・地区図書室のあり方の検討（再掲）
- ・公民館の指定管理者制度の導入（再掲）
- ・縄文文化交流センターの指定管理者制度の導入（再掲）
- ・亀田地区における施設統合の検討
- ・小中学校の統廃合の検討（再掲）
- ・市立幼稚園のあり方の検討（再掲）
- ・その他公共施設の見直し

④受益者負担の適正化と新たな財源の確保

行政コストなどを勘案した受益者負担の適正化により、各種手数料等を見直すとともに、新たな自主財源の確保にも取り組みます。

《主な取り組み項目（案）》

- ・適正な単価の設定による各種手数料等の見直し
- ・広告料収入の拡大
- ・老人福祉センター入浴料の有料化
- ・自動販売機設置における公募化の検討
- ・その他受益者負担の見直し

函館市行財政改革プラン 2012（原案）に対するパブリックコメント手続の結果について

件 名	函館市行財政改革プラン 2012（原案）	
募 集 期 間	平成 24 年 11 月 1 日（木）～11 月 30 日（金）	
担 当 課	総務部行政改革課	
意見提出者数	個人（郵送） 5 人（10 件） 個人（FAX） 5 人（5 件） 個人（メール） 9 人（9 件） 団体（メール） 1 人（6 件）	計 20 人（30 件）

上記募集期間にお寄せいただいたご意見の概要と函館市の考え方を公表します。
なお、「意見の概要」については、原文を要約および分割して載せており、類似したご意見はまとめています。

○函館市行財政改革プラン 2012（原案）の掲載項目に対する意見（19 件）

	意見の概要	市の考え方
1	<p>市立幼稚園のあり方の検討（No.25）17 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児数減少で見直しをするのではなく、私立幼稚園同様に、預かり保育や給食の実施、園バスの運行など、保護者から意見を聞き、園児数増加のための対策を行うべき。 ・保護者のニーズに対応せず、園児増加のための努力をしていない。PR も不足している。 ・指定されたかばんや制服がなく、毎月の保育料が安いほか、地域の小学校と連携しているなど、市立幼稚園の良さがある。 ・地域に昔からある幼稚園で、無くなると困る。保育園と幼稚園との一緒の運営もいいので地域に残してほしい。 ・子どもの教育環境に選択肢（市立、公立、私立）は必要と思う。 <p>ほかに類似意見あり。</p>	<p>全国的に少子化が進行している中で、本市においても幼児数の減少は著しく、公立・私立幼稚園ともに園児数は減少し、一部の私立幼稚園を除き、相当数の欠員が生じております。</p> <p>また、市立幼稚園が新たに私立幼稚園と同様のサービス等を行うことは、運営面、施設面、教員の体制、経費面などの課題も多いものと考えております。</p> <p>こうした中で、市立幼稚園につきましては、改めて公立としての存在意義とこれまでの成果を検証し、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。</p>
2	<p>新たな給与体系の構築と給与、退職手当の見直し（No.33）1 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間給与を踏まえ、市職員の給与と退職手当の引き下げを行うこと。 	<p>職員の給与につきましては、地域の民間給与と整合を図る必要があると考えておりますので、地域の民間給与実態を調査したうえで、その内容を踏まえた新たな給与体系を構築してまいりたいと考えております。</p> <p>また、退職手当につきましては、国におきましても退職給付の官民格差を踏まえ、退職手当の支給水準の引き下げを行ったことから、当市におきましても、同様の引き下げを行ってまいりたいと考えております。</p>

意見の概要		市の考え方
3 湯川海水浴場およびスケート場のあり方の検討（No.58）1件 ・遊泳禁止区域の海のため、小中学生の多くは、湯川のネットプールを楽しんでおり、ここが無くなれば、海での事故が増えると予想される。地域の方の話も聞きなおし、白紙に戻すようお願いしたい。		<p>湯川海水浴場につきましては、平成7年度から使用してきた施設の老朽化等により、今後、設備投資の増加が見込まれることから、今回のプランの中で、平成26年度の廃止について検討することとしたものであり、海水浴場の開設に係る費用対効果を検証するほか、代替施設の確保等についても検討を進めることとしております。</p> <p>また、水難事故等の危険性については重要な課題の一つとして認識しており、事故防止への配慮等も十分検討したうえで、施設の廃止について判断してまいりたいと考えております。</p>

○プラン（原案）に掲載されていないその他行財政改革に対する意見【11件】

意見の概要		市の考え方
1 市長など特別職の退職手当支給率の削減見直しを市民は見守っている。		<p>プランにおいては、給与制度の見直しや受益者負担の適正化などの項目を設けて取り組んでまいります。</p>
2 特別職報酬は本来、出席日数に応じた日額支給が基本であるから、函館市行政委員の報酬を月額制から日当制へ変更すること。		<p>いただいたご意見は、貴重なご提言として、今後の行財政改革を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p>
3 市有地を利用する小中学校教職員のマイカー駐車を有料化したのであれば、本庁舎の市議会議員無料駐車場を、1台につき月額5万円程度の有料に変革すべきである。		
4 議会の政務調査費の具体的な公金の支出を見てみると、市政への効果が不明であいまいであることから、政務調査費は廃止にすべきである。		
5 本庁舎8階に入居する市職員労働組合ほか類似の事務所の賃料を有料化すべきである。		
6 仕事の内容が見えない議員に多額の報酬を支払う必要はない。議員報酬の月額制を、日当制へ変更すること。		

意見の概要		市の考え方
7	都市人口動態は地方自治体の命運を左右するものであることから、骨太で実行可能な効果の明確な人口定着策の確実な実行を期待する。	いただいたご意見は、貴重なご提言として、今後の市政運営の参考とさせていただきます。
8	住民が豊かに生活できることは、地域の安定した産業構造に非常に影響されるため、当市の産業構造の再構築が必要であると考える。知恵を出し、着実に進展させてほしい。	
9	北海道新幹線時代を迎えるにあたり、近隣町との合併も視野に入れ、準備を進めることができるのでないか。	
10	超高齢化社会には、地域連帯の輪の静かな広がりが求められている。発達した町内会会館を「地域老人コミュニティーセンター（仮称）」に活用する方策も検討の余地があるのでないか。	
11	縮小均衡策を基本とする行政運営には限界があり、問題性も指摘されている。函館市の運営に対する基本理念の再検証を中長期的に明確に提示することをお願いしたい。	

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません
結果の配布場所	総務部行政改革課（市役所本庁舎6階）
問い合わせ先	総務部行政改革課 TEL 0138-21-3668, FAX 0138-23-6405 E-mail gyokaku@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市行財政改革プラン 2012

平成 24 年 12 月

函館市総務部行政改革課、財務部財政課
〒040-8666 函館市東雲町 4 番 13 号
TEL (0138) 21-3668 (行政改革課), 21-3530 (財政課)
FAX (0138) 23-6405 (行政改革課), 27-5021 (財政課)
URL <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soumu/gyokaku/>